

第二次西原町男女共同参画計画

# さわふじプラン

真の男女平等に支えられた『文教のまち 西原』を築くために



沖縄県西原町

## さわふじについて

サガリバナのこと。西原町ではジンカキーギーとも言う。開花時期は、7月から8月。夕方に開き、翌朝に散る。

湿地帯を好み、古代の西原では海浜に繁殖し、人々のくらしと深くかかわっていたと思われる。国内では奄美が北限で、東南アジアなどの熱帯地域では多数のサガリバナ科植物がある。

内間御殿にあるさわふじは、樹齢約470年とも言われ、町民に親しまれている。

表紙のさわふじは、1837年に出版された『質問本草』に描かれたものである。

## 真の男女平等に支えられた『文教のまち 西原』を築くために

新たな時代 21世紀を迎える、少子・高齢化、高度情報通信技術の進展、経済活動のグローバル化など、私たちを取り巻く社会情勢は、さらに急速に変化しています。その変化に対応しながら、豊かで活力ある社会を築いていくためには、女性も男性もすべての個人が、互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現が必要です。



本町では、真の男女平等社会の確立と女性の積極的な社会参加の促進のため、平成4年に西原町女性行動計画「さわふじプラン」を策定し、以来、男女共同参画社会の実現に向けた全町的な取り組みを町内各種団体との連携のもとに推進してまいりました。この間、男女平等社会の実現のため、国では諸法律・制度等を整備しておりますが、中でも、平成11年6月、交付・施行されました「男女共同参画社会基本法」は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題として位置付けており、それに伴い国・県でも従前の計画の見直しを行っております。

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づき、第一次女性行動計画「さわふじプラン」を見直し、男女が共に人権を尊重し合い、それぞれの個性を発揮できる男女共同参画社会を築いていくため、今後、本町が取り組むべき施策の大綱及び施策を推進するために必要な事項を定めております。

本計画の推進にあたっては、行政と町民との連携や地域ネットワークづくりが最も重要でありますので、今後とも町民の皆様や企業、各種団体、関係機関のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提案をいただきました検討委員会委員、町民の皆様、関係各位に心から感謝を申し上げるとともに、今後とも、男女共同参画社会の実現に向けてご指導ご助言を賜りますようお願い申し上げます。

平成15年3月

西原町長 翁長正貞

# 目 次

## 序 章 計 画 策 定 の 背 景

I 男女共同参画社会形成に向けたあゆみ	3
II 計画の性格	6

## 第1章 計 画 の 基 本 的 考 え 方

I 基本理念	9
II 計画の期間	10
III 施策の方針	11
1 真の男女平等に向けた意識改革と実践の促進	11
2 男女の人権尊重と健康づくりの拡充	12
3 政策決定の場や平和構築の活動における 男女共同参画の促進	13
4 男女共同参画の社会的環境の充実	14
5 推進体制の強化	15

## 第2章 計 画 の 内 容

I 計画の全体体系	18
II 施策の内容	20
1 真の男女平等に向けた意識改革と実践の促進	20
2 男女の人権尊重と健康づくりの拡充	24
3 政策決定の場や平和構築の活動における 男女共同参画の促進	27
4 男女共同参画の社会的環境の充実	30
5 推進体制の強化	34
III 施策実施に向けて	38
1 真の男女平等に向けた意識改革と実践の促進	38
2 男女の人権尊重と健康づくりの拡充	39
3 政策決定の場や平和構築の活動における 男女共同参画の促進	40
4 男女共同参画の社会的環境の充実	41
5 推進体制の強化	42

## 資 料 編

西原町男女共同参画計画検討委員会設置要綱	45
西原町男女共同参画計画検討委員会委員名簿	47
第二次西原町男女共同参画計画「さわふじプラン」策定経過	48
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	49
男女共同参画社会基本法	57
男女平等参画社会形成に向けた歩み	62
キーワード集	69

# I 男女共同参画社会形成に向けたあゆみ

## 【国連の動き】

国連では、1975年（昭和50年）を国際婦人年とし、「国際婦人世界会議」（メキシコ）において『平等・開発・平和』を目標とした「世界行動計画」を採択しており、その中で女性の地位向上に向けた指針が示されました。そして、1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）までの「国連婦人の10年」の期間に達成するよう呼びかけがなされました。その後、第34回国連総会（1979年／昭和54年）における「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下、「女性差別撤廃条約」）の採択、1985年の「国連婦人の10年」最終年世界

会議（ケニア）における「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の採択等がなされました。

1995年（平成7年）には、第4回世界女性会議（北京）において2000年（平成12年）までの行動指針である「行動綱領」が採択されました。さらに、2000年には「女性2000年会議」（ニューヨーク）が開催され、「行動綱領」の実施状況や成果をふまえた「政治宣言」と「北京宣言および行動綱領の実施促進のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

## 【日本の動き】

我が国においては、「世界行動計画」を受けて1977年（昭和52年）に「国内行動計画」を策定し、向こう10年間の女性の地位向上に向けた指針が示されました。また、「女性差別撤廃条約」の批准に向けて、1981年（昭和56年）に「国内行動計画後期重点目標」を策定し、その後「国籍法」・「戸籍法」等の改正、「男女雇用機会均等法」の制定などが進められました。

1994年（平成6年）には、男女共同参画社会の形成に向けた総合的・効果的な推進を図るために、総理府に「男女共同参画室」と「男女共同参画審議会」が設置され、総理大臣を本部長とする「男女共同参画推進本部」が発足しました。2年後の1996年（平成8年）には「女性2000年会議」で採択された「行動綱領」や「男女共同参画ビジョン」（男女共同参画審議会答申）を受け

て、「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。また、その間の 1995 年（平成 7 年）に「育児・介護休業法」が成立しました。

1999 年（平成 11 年）には、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」が施行され、それに

もとづいた「男女共同参画基本計画」が 2000 年（平成 12 年）に策定されました。さらに 2001 年（平成 13 年）には「配偶者間における暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（いわゆる DV 防止法）が施行されました。

### 【沖縄県の動き】

本県では、1975 年（昭和 50 年）の国際婦人年をきっかけに、1976 年（昭和 51 年）に婦人担当の専任職員を配置（商工労働部労政課）したのを皮切りに、1977 年（昭和 52 年）に「沖縄県婦人関係行政連絡会」と「沖縄県婦人問題懇話会」を設置、1979 年（昭和 54 年）に青少年婦人課が設置されました。

1984 年（昭和 59 年）には、「婦人問題解決のための沖縄県行動計画」を策定し、婦人の地位向上と県民の福祉の向上を図りました。

1991 年（平成 3 年）に全国で 2 番目となる女性副知事が誕生しました。翌 92 年（平成 4 年）には、女性行政の総合調整機能を強化するため、知事公室に「女性政策室」が設置されました。また、これまでの「沖縄県婦人関係行政連絡会」を廃止し、副知事を本部長とする「沖縄県女性行政推進本部」を発足しました。

1993 年（平成 5 年）には、男女共

同参画社会の実現をめざす「沖縄県行動計画～DEIGO プラン 21～」を策定し、また、男女共同参画社会の実現に向けて民間と行政の緊密な連携を図るために「財団法人おきなわ女性財団」が設立されました。さらに、1996 年（平成 8 年）には、女性の社会活動の拠点として当財団が運営する「沖縄県女性総合センター“ているる”」を開館しました。

1998 年（平成 10 年）には、国内外における女性を取り巻く経済社会情勢の大きな変化をふまえ、「男女共同参画社会の実現をめざす沖縄県行動計画～DEIGO プラン 21～」の改定を行いました。また、2001 年（平成 13 年）には、「男女共同参画社会基本法」を受けて、「沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」が策定されました。

## 【西原町の動き】

本町は、眞の男女平等社会をめざすために、男女共同参画社会の確立に向けた総合的施策の展開を図る必要があるという認識のもと、1991年（平成3年）企画課に女性係を設置し、県内では那覇市、浦添市、沖縄市に次いで4番目となる「西原町女性行動計画～さわふじプラン～」を1992年（平成4年）に策定しました。計画の初年度（1993年度／平成5年度）には、文化広報課に女性行政振興係を設置し、「西原町女性行動計画推進本部」、「西原町女性行動計画地域推進委員会」を発足させ、女性行政推進の体制が確立しました。また、町民への情報提供に向けて同計画のリーフレットを配布するとともに、「女と男の情報誌」を発行しました。さらに「沖縄県女性の翼」（婦人海外研修）をはじめ、「日本女性会議」への派遣等各種交流事業を展開しました。

1994年（平成6年）には「西原町女性団体連絡協議会」が結成され、女性行政推進の体制強化を図りました。また、女性行政推進の着実な歩みを図るため、「さわふじプラン実施細目調書」の作成（1994年）を行うとともに、本町の女性行政の総

括を記した「西原町女性行政のあらまし」の作成（1995年／平成7年）を始めました。その後、男女共同参画に関する父親学級をはじめとする各種教室、講演会、展示・広報、交流、さらには町内企業に対する要請等多岐にわたる事業を展開してきました。一方、行政においては、女性のまちづくり政策への参画を図るために、県内でも3番目となる女性の収入役起用を図りました。その他にも教育委員・農業委員・選挙管理委員・監査委員・公民館長等への女性登用を進めてきました。

1999年（平成11年）には機構改革にともない企画財政課に女性行政振興係を設置しました。同年に「各種委員会・審議会等の委員選任基準の設定について」、続く2001年（平成13年）に「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針」、2002年（平成14年）に「西原町職員旧姓使用取扱要綱」を策定し、率先した取り組みを進めています。

2002年度には、今後の男女共同参画社会づくりに向けての新しい指針となる第二次の「さわふじプラン」の策定に着手しました。

## II 計画の性格

この計画の性格は、以下のとおりです。

- 1 1992年（平成4年）に策定した「西原町女性行動計画～さわふじプラン～」の計画期間終了を受け、男女共同参画に関する諸情勢の変化をはじめ、「男女共同参画社会基本法」をふまえて策定した計画です。
- 2 「第三次西原町基本構想」の理念と目標の実現に向けて、男女共同参画の視点で行政の各担

当課が積極的に施策を推進し、あわせて町民による男女共同参画を基調としたまちづくりを図る計画です。

- 3 西原町の男女共同参画社会の実現に向けて、町が行う施策の基本方針と事業計画を示し、町民とともに総合的に施策の展開を図る計画です。

### 【第三次西原町総合計画における「将来のまちの姿」「まちづくりの理念】

#### 「将来のまちの姿」

西原町は、生涯を通じて、学び、創造する町民を育てます。そして、こうした町民が、地域の自然や文化を生かしつつ、平和な社会を築き、これを世界に発信していくまちをつくります。

こうしたまちづくりの目標のもとで、

#### 文教のまち 西原 ～人かがやき 自然ゆたか 文化かおる 平和創造のまち～

の実現をめざします。

#### 「まちづくりの理念」

将来のまちの実現を図るために、まちづくりの理念を「平和」、「共生」、「躍動」の3点とし、まちづくりを進めていきます。

##### 1. 平 和

心豊かに暮らし、多様な交流を通して平和を創造していくまちをつくります。

##### 2. 共 生

自然に配慮しながら暮らし、人と人が支え合う共生のまちをつくります。

##### 3. 跃 動

多くの人々のエネルギーを結集し、活力に満ちたまちをつくります。

# 第 1 章 計画の基本的考え方

## I 基本理念

「西原町男女共同参画計画」は、「日本国憲法」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「男女共同参画社会基本法」の精神を受け止め、『基本的人権の尊重』と『両性の本質的平等』を基本理念とします。

本計画は、上記の基本理念をふまえ、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等

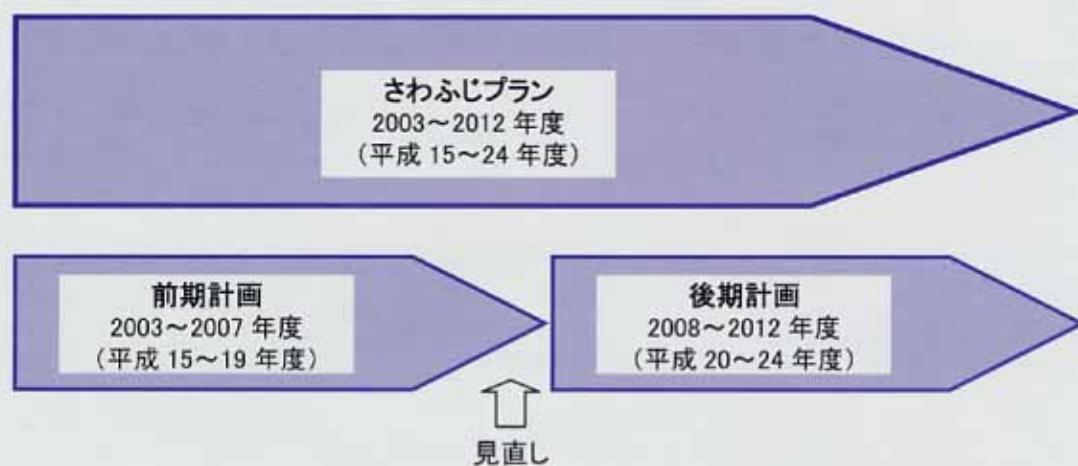
に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う、男女共同参画社会の実現をめざします。

このことは、「第三次西原町基本構想」と一体となって、まちづくりにおける施策展開の中で、また、町民の生活の場で男女共同参画が推進されることにより、眞の男女平等に支えられた『文教のまち 西原』を築いていくことです。

## II 計画の期間

この計画は、2003年度（平成15年度）を初年度とし、2012年度（平成24年度）までの10年間とします。また、毎年度「さわふじ実施プラン」実施細目調書のもと、

着実に事業を推進するとともに、中間年度（2007年度）には、前期の実績を評価し、計画後期の適切な取り組みに向けて施策等の見直しを行います。



### III 施策の方針

#### 1 真の男女平等に向けた意識改革と実践の促進

女性と男性が対等に社会のあらゆる分野に参画し、ともに多様な生き方を認めあい、責任を分かちあいながら暮らせる、真の男女平等が実現した社会を築きあげるために、私たちの家庭生活から社会生活における意識や行動を着実に変えていくことが必要です。そのために、学校における男女平等に関する教育をはじめ、男女混合名簿等ジェンダーフリー（性差からの解放）の学校運営の実施に努め、次代を担う子どもたち

の幼い頃からの意識づくりに取り組みます。また、家庭、地域社会、職場における男女平等の教育や学習を推進し、私たち自身のジェンダー（社会的文化的につくられた性差）にとらわれた意識を冷静に見つめ、伝統的な慣習等の改善に努めるなど、ジェンダーフリーの意識と行動を身につけていきます。また、町民が目標を共有し、協働して取り組んでいくためにも、規範となる男女共同参画の条例化をめざします。

##### 【施策の柱】

- ① 男女平等の意識づくり
- ② 男女共同参画の実践促進
- ③ 男女共同参画の条例化

## 2 男女の人権尊重と健康づくりの拡充

私たちが平和でいきいきとした日常生活をおくるためには、一人ひとりの人権が守られていること、心身ともに健康であることが基本となります。そのために、基本的人権についての私たちの認識を高め、個人の尊厳が尊重された社会づくりに努めます。特に女性や子どもに対する暴力や、セクシュアル・ハラスメントなどを防ぐために、町民一人ひとりの意識の啓発や被害者への支援体制等を充実します。また、健康づくり

は、高齢化の進展や食生活の問題などが顕在化している中で、人々の関心の高まりとともに、重要性を増しておき、健康づくりへの支援充実に努めます。さらに、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の考え方のもと、女性の的確な自己管理と自らの意志にもとづいて行うことができる基本であることを女性・男性ともに認識し、女性の生涯にわたる健康支援と権利擁護を推進します。

### 【施策の柱】

- ① 男女の人権尊重の推進
- ② 健康づくりとリプロダクティブ・ヘルス／ライツの支援
- ③ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### 3 政策決定の場や平和構築の活動における男女共同参画の促進

まちづくりにおける女性の参画は、まだまだ不十分な状況にあります。女性の人材を活用しつつ、私たちの社会をリードする場での男女共同参画を促進することが必要です。また、ジェンダーに関する問題は、伝統文化や社会システム、制度等多岐にわたる現実に直面した女性の地位と人権に関わっている問題であるとともに、広くあらゆる人々の人権擁護の考え方につながります。さらにそれは、基本的人権が無視される戦争の悲惨さを認識させ、平和の大切さ、尊さを浮かび上がらせます。こうした男女共同参画に関する視野の広さ

を持った取り組みは、有機的なつながりを持った施策展開が期待できるとともに、女性のスキルアップ（技能の向上）やエンパワーメント（能力の向上）に寄与し、『文教のまち西原』を目標像とするまちづくりの理念（平和、共生、躍動）にそったものであります。そのために、男女共同参画の視点から、まちづくりにおける政策・方針決定への女性の参画を促進するとともに、国内外との平和・文化交流、町内に立地している大学と連携した調査・研究等を推進し、基本的人権に対する視野の広い理解と連携に努めます。

#### 【施策の柱】

- ① 政策・方針決定への男女共同参画の促進
- ② 平和に向けた文化・国際交流の推進
- ③ 大学等との調査・研究協力の促進

#### 4 男女共同参画の社会的環境の充実

女性と男性がその持てる能力を十分に發揮し、自立的な生活を営み、社会において多様に活動できることは、いきいきとした町民生活を支え、まちの活性化につながるものと期待できることから、就業等経済的支援や子育てなどの家庭生活の支援、活動しやすい生活環境の整備など、社会的環境を充実することが大切です。

そのために、継続的に就業し、安心して働ける労働環境の拡充をはじめ、雇用条件の充実を促進します。また、子育てや介護等における男女共同参画と支援体制の充実を図るとともに、防犯面の充実と安全で利用しやすい公的施設の拡充、生活環境整備に関する地域活動等の男女共同参画を促進します。

##### 【施策の柱】

- ① 就業・雇用条件の充実
- ② 自立的で多様な生き方の支援
- ③ 生活環境等の整備

## 5 推進体制の強化

本計画がめざす真の男女平等が図られた男女共同参画社会を形成していくためには、行政をはじめ、町民や関係機関と連携した取り組みなど、推進体制を強化することが必要です。そのために、まちづくりは女性と男性の双方が主体であり、平等に役割を担うことが前提であるという基本

的認識をふまえ、これまでの推進体制の実績を評価しつつ、男女共同参画に関する施策の一層の推進に向けたさらなる体制の強化等を図るとともに、職員の意識改革等府内体制の充実に努めます。また、町民や関係機関とのネットワークを強化し、幅広い推進体制のもとに取り組みます。

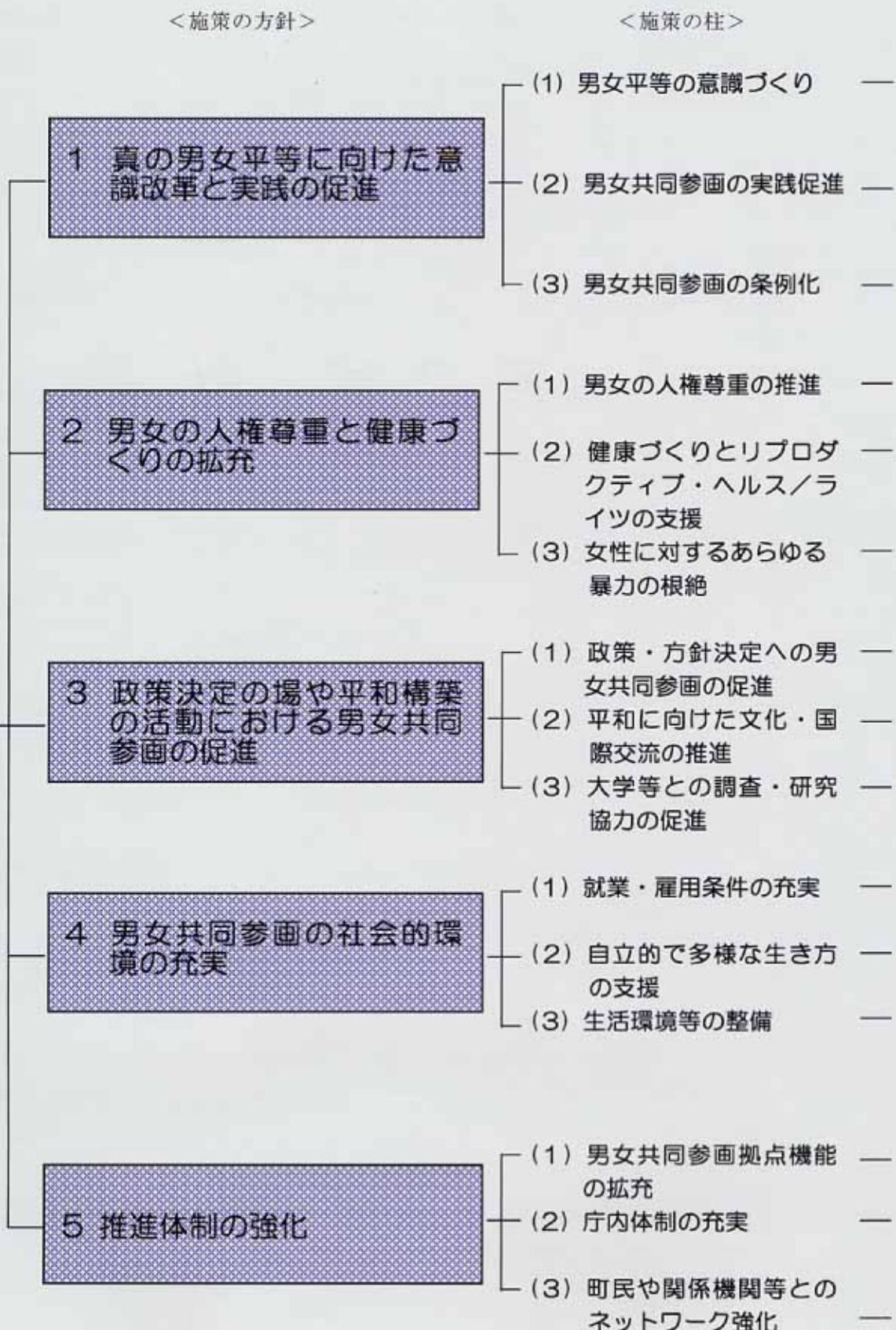
### 【施策の柱】

- ① 男女共同参画拠点機能の拡充
- ② 府内体制の充実
- ③ 町民や関係機関等とのネットワーク強化

## 第2章 計画の内容

# I 計画の全体体系

男女共同参画社会の実現



## &lt;具体施策&gt;

①児童生徒に対する男女平等教育の推進

②教職員・PTAの男女平等意識の推進

③家庭・地域における男女平等意識の醸成

①ジェンダーフリーの学校運営の推進

②家事・子育て・介護等における男女共同参画の促進

③地域活動における男女共同参画の促進

①男女共同参画条例の制定

②男女共同参画宣言都市の実施

①人権擁護に関する意識の啓発

②相談体制の拡充

①ライフステージに応じた健康づくりの支援

②リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及

③妊娠・出産に関する支援

①ドメスティック・バイオレンス等に関する意識の啓発

②被害者のケアの充実

①委員会・審議会等への女性登用拡充

②政策提言等における男女共同参画の促進

①平和・文化・国際交流の推進

②女性に関する文化事業の展開

①男女共同参画に関する調査・研究の推進

②男女共同参画のまちづくりにおける大学人材の活用

①経営者等の意識啓発や労働関係法の周知・遵守

②就業・起業化の支援

①多様な保育サービスの充実

②在宅介護支援サービスの充実

①住環境・ゴミ問題等生活環境整備における男女共同参画の拡充

②環境整備活動等における男女共同参画の促進

③安全で利用しやすい環境整備

①男女共同参画推進体制の強化

②男女共同参画推進拠点の整備

①職員の男女平等意識の向上

②推進本部等の機能強化

③女性職員の研修機会の充実と積極的登用

①町民や各種団体等とのネットワーク強化と活動支援

②関連機関との連携強化

## II 施策の内容

### 1 貢の男女平等に向けた意識改革と実践の促進

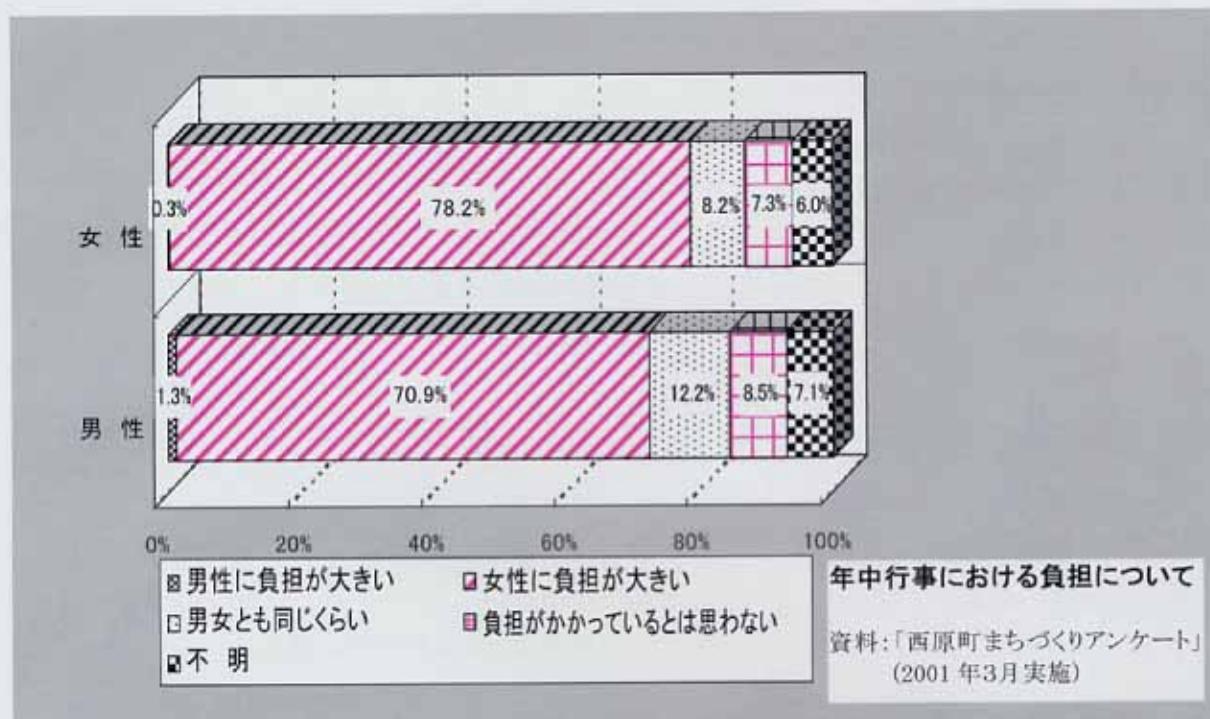
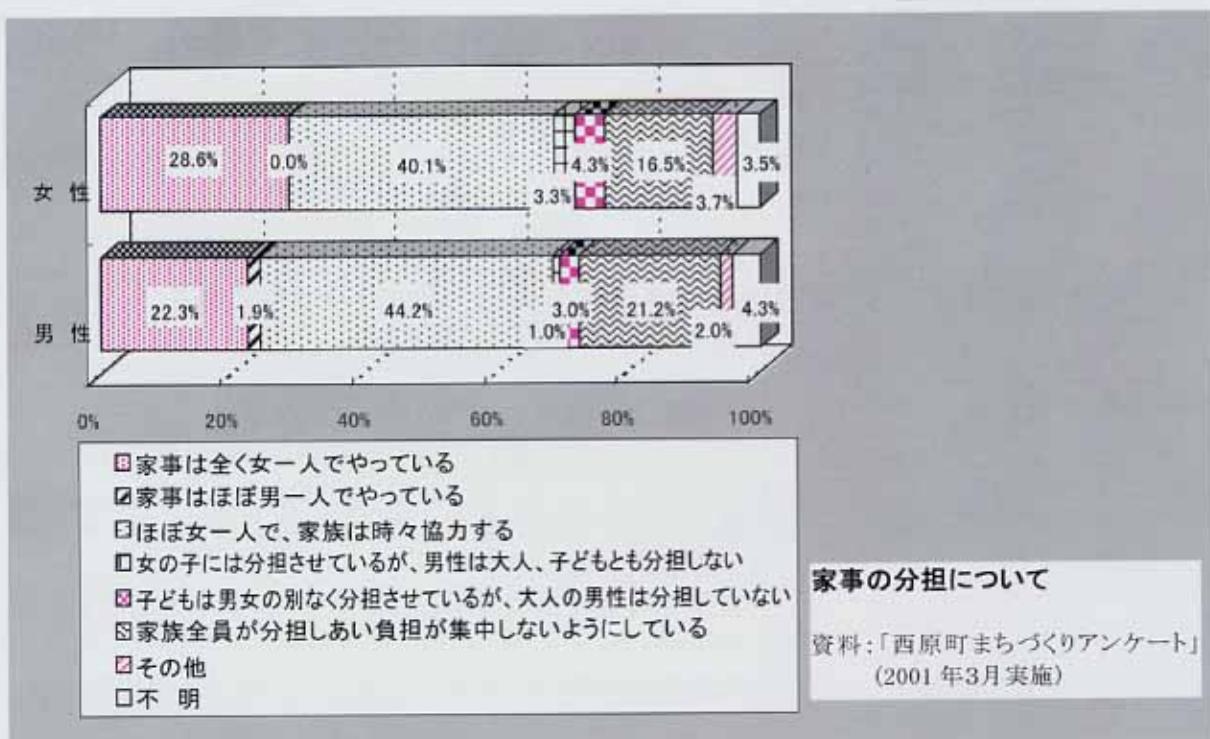
「国連婦人の 10 年」を契機とした各國における男女共同参画社会に向けた取り組みはもとより、本町では、これまで「西原町女性行動計画～さわふじプラン～」のもとで 10 年間にわたって男女共同参画社会づくりに向けて施策を展開してきました。しかし、町民意識をみると、家事労働をはじめ、年中行事等における女性の負担が大きいと認識しており、大半が不平等を感じています。不平等の原因としては、男女の仕事の内容や役割の違い、社会的なしきたりや慣習が指摘されています。こうした不平等感は、県民意識調査や全国的な世論調査においても同様な状況です。

社会制度や法の整備は着々と進みつつありますが、私たちの意識は、まだまだ

社会的文化的につくられた性差（ジェンダー）に縛られています。それが固定的な性別役割分担意識となって私たちの生活の中で知らず知らずのうちに現れており、依然として真の男女平等に向けてクリアすべき大きな課題となっています。また、子どもは日常生活の中で親や教師、地域の大人の影響を受けて育ちます。私たち大人のジェンダーに対する意識は、子どもの意識にも受け継がれてしまします。

真の男女平等を実現するためには、私たちの意識改革と日常生活の行動の中で男女共同参画を実践していくことが求められています。改めてその重要性と難しさを認識し、今後、より一層強く取り組んでいく必要があります。





**(1)男女平等の意識づくり**

学校教育の中でジェンダーの解消をめざした男女平等教育を推進するとともに、教職員やPTAに対しても啓発活動を行います。また、各種学級における啓発活動や自治会等の役員を対象とした啓発活動、さらにはワークショップ（あるテーマについてグループで討論等を行うこと）の開催等に努めます。

①児童生徒に対する男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェンダー解消に向けた男女平等教育の推進</li> <li>・男女平等教育の手引書の作成</li> </ul>
②教職員・PTAの男女平等意識の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権尊重や男女平等に関する教職員研修</li> <li>・PTAにおける人権尊重や男女平等の啓発活動</li> </ul>
③家庭・地域における男女平等意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人学級や男性講座等における人権尊重・男女平等に関する啓発活動</li> <li>・自治会等の役員に対する人権尊重・男女平等に関する啓発活動</li> <li>・男女共同参画づくりに向けたワークショップの開催等</li> </ul>

**(2)男女共同参画の実践促進**

男女混合名簿の実施や男女平等の視点を取り入れた学校行事等の点検を行いジェンダーフリーの学校運営に取り組みます。また、家事労働の分担等家庭内における男女共同参画を促進するとともに、地域

活動への男女共同参画、女性人材の自治会等役員への登用を促進します。

①ジェンダーフリーの学校運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女混合名簿の実施</li> <li>・校内規則や慣習等の点検</li> </ul>
②家事・子育て・介護等における男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の家事能力等の向上支援</li> <li>・家事労働分担の促進</li> <li>・男女平等の育児・介護休業取得の普及</li> </ul>
③地域活動における男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動への男女共同参画の促進</li> <li>・自治会等女性役員の登用促進</li> </ul>

**(3)男女共同参画の条例化**

男女共同参画社会実現に向けて、行政と町民、企業等と協働して取り組むためには、目標を共有し取り組んでいくことが大切です。本町の男女共同参画社会形成をさらに強力に推進するために、男女共同参画条例の制定や男女共同参画宣言都市の実施をめざします。

①男女共同参画条例の制定	<ul style="list-style-type: none"><li>・条例制定に向けた調査・研究</li><li>・条例制定検討委員会等の設置</li></ul>
②男女共同参画宣言都市の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>・宣言都市の調査・研究</li><li>・宣言都市検討委員会等の設置</li></ul>

## 2 男女の人権尊重と健康づくりの拡充

社会経済と科学技術が進展する中で、基本的人権についても広がりと深まりが進んでいます。しかしながら、基本的人権に対する認識の乏しさから、さまざまな理由のもとに男女を問わずそれがないがしろにされている状況が見受けられます。生命・身体・精神に関わる個人の尊厳の確立は、男女共同参画社会の根底をなす考え方であることから、人権尊重に対する私たちの意識を高めていくことが必要です。

特に女性においては、私たちの意識とともに依然として残っている男性中心的な社会構造のもとでの差別や抑圧により、精神的・身体的な暴力にさらされることが多くありません。ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等を規制する法律が整備されてきましたが、こうした被害は潜在化している場合が多いといわれており、被害者を十分に救済できていない状況にあります。本町では、2001年（平成13年）に「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針」を策定し、府内における連絡会議により、セクシュアル・ハラスメント等への対策に取り組んでいくところですが、地域や事業所等における対策も強化することが必要です。

女性に対する暴力は、基本的人権の尊重の基本理念を踏みにじり、男女共同参画社会の実現を阻害するものであること

から、関連機関との連携を強化しつつ早急に対応することが必要です。

本町は、町民の健康づくりに向けて、乳児健診業務をはじめ、健康相談、各種学級による健康づくりの啓発など、多岐にわたる事業を展開して取り組んでいます。一方では、生活習慣病やアレルギー性疾患、また、精神的なストレスによる疾患の増加が指摘され、その予防対策が重要となっています。加えて、食の安全性についても私たち消費者が考えていかなければならぬ課題となっています。私たちが健康な生活をおくるために、乳幼児から高齢期まで、ライフステージに応じた健康づくりの支援を充実することが必要です。

さらに、女性の社会的進出の増加をはじめ、晩婚化や高齢出産、非婚等にみられる女性のライフスタイルの多様化、さらには若年層の性に対する意識の変化等、女性の健康と性を取りまく状況が変わってきています。しかしながら、社会的にはジェンダーに縛られた考え方方が背景となって、女性の性と健康、権利がないがしろにされている問題があります。リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の考え方の普及・啓発により、女性・男性ともに性と健康を理解し、互いに尊重しあうことが必要です。

**(1) 男女の人権尊重の推進**

平和なまちづくりの基礎を築くために、お互いの個性と能力を尊重し、認めあう人権尊重の意識啓発を推進します。また、人権侵害の被害に関する相談窓口を設置し、被害者救済に向けて関連機関との連携を強化します。

①人権擁護に関する意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育における人権尊重教育の推進</li> <li>・町民に対する人権尊重の意識啓発</li> </ul>
②相談体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口の設置と相談員の確保・育成</li> <li>・関連機関との連携強化</li> </ul>

**(2) 健康づくりとリプロダクティブ・ヘルス／ライツの支援**

妊産婦や母子等健診、成人対象の健診等の受診率向上を促進するとともに、健康づくり教室等を充実します。リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）について町民への普及と

妊娠・出産等における母性保護を男性や事業所に対し啓発します。また、子どもの発達段階に応じた性と健康に関する教育を推進します。

①ライフステージに応じた健康づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦や母子等健診及び保健指導の充実</li> <li>・中高年齢期における健康づくりの充実</li> <li>・食生活の改善と健康づくり</li> </ul>
②リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報や各種学級における普及・啓発</li> <li>・学校教育における性と健康に関する教育</li> </ul>
③妊娠・出産に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パパ・ママ学級等における啓発</li> <li>・事業所等における母性保護の周知徹底</li> </ul>

**(3)女性に対するあらゆる暴力の根絶**

女性に対する大きな人権侵害である暴力を根絶するため、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等の暴力に関する町民の意識啓発を行います。また、被害者が健全な生活をおくれるように相談専門員の養成や相談業務、心的外傷後ストレス傷害（PTSD）や生活等のケアを充実します。

①ドメスティック・バイオレンス等に関する意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>・ドメスティック・バイオレス等に関する教室の開催、広報</li><li>・学校におけるドメスティック・バイオレンス等に関する教育</li></ul>
②被害者のケアの充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・相談員の育成と窓口の設置</li><li>・被害者救済等の支援充実</li></ul>

### 3 政策決定の場や平和構築の活動における男女共同参画の促進

本町は、行政内の各種委員会や審議会への女性登用に取り組んできたところですが、選挙管理委員会等の地方自治法関連に位置づけられている委員会等においては、依然不十分な状況にあります。今後とも女性人材の登用の推進に努め、男女が対等の構成比となることを理想としつつ、さまざまな政策決定の場における男女共同参画を促進することが必要です。

ジェンダーや男女共同参画社会に関する問題は、基本的人権をはじめ、伝統文化や慣習、産業等経済活動、平和・戦争等々、幅広い分野にまたがるものとしてとらえられています。女性の地位向上は、国際的に共通しており、基本的人権の擁護の面から平和の問題につながり、広くは構造的暴力の問題にもつながります。本町は、これまで、「沖縄県女性の翼」や「日本女性会議」への派遣・助成、「海外移住者子弟研修受入事業」、「ふれあい国際交流料理講習会」、「世界のニシハランチュの集い」の開催等、多彩な平和・文化の交流を推進しており、また、友好都市締結の検討を進めています。こうした交

流を通して多様に連携した男女共同参画を推進することが必要です。

私たちの家庭や地域社会、教育、就業・雇用の場等において、その実態を把握しつつ、男女共同参画に関わる問題を一つひとつ改善していくために、大学等との協力体制のもとに展開することも重要です。そのことによって、女性自身のスキルアップ（技能の向上）やエンパワーメント（能力の向上）につなげていくことが肝要です。また、本町は、『文教のまち 西原』を目標に掲げており、男女共同参画推進の面から大学等との交流は、まちづくりの目標実現に寄与するものとしても重要です。

本町は、今後、政策・方針等決定の場への女性参画を拡充するとともに、「非核反戦平和都市宣言」（1985年／昭和60年）のまちとして、地域を超えた女性問題や平和問題に対する関心と異文化への理解を持ち続け、女性の地位向上と平和推進に向けての連携と支援などの交流推進、女性を焦点にした歴史・文化の調査・研修等を進めることができます。

(1) 政策・方針決定への男女共同参画の促進

委員会・審議会等への女性登用を、地方自治法関連で30%以上、その他で45%をめざします。また、政策提言等の男女共同参画に向けて、リーダー研修会等の充実、女性模擬議会等を実施し、政策に関する意識を高めるとともに、公募等による女性人材の活用を促進します。

①委員会・審議会等への女性登用拡充	<ul style="list-style-type: none"><li>自治法における委員会等の女性登用拡充(30%以上目標)</li><li>その他の委員会等への女性登用拡充(45%目標)</li></ul>
②政策提言等における男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>リーダー研修会等の充実</li><li>女性模擬議会や政策提言会等の実施</li><li>委員等公募制の推進</li></ul>

(2) 平和に向けた文化・国際交流の推進

「沖縄県女性の翼」等への助成を継続し、人材育成と派遣先との交流を充実します。また、平和関連事業や「世界のニシハランチュの集い」等を推進するとともに、平和や女性問題、文化に関する国外組織等との交流を推進します。さらに、女性史の調査・研究や女性に関する文化的情報の収集・発信に努めます。

①平和・文化・国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>「沖縄県女性の翼」等への助成と交流充実</li><li>「非核反戦平和都市宣言」の普及と関連事業の推進</li><li>平和推進や女性問題に関する国外機関・団体との交流</li></ul>
②女性に関する文化事業の展開	<ul style="list-style-type: none"><li>女性史の調査・研究・発刊</li><li>女性に関する文化的情報の収集・発信</li></ul>

### (3) 大学等との調査・研究協力の促進

大学等との協力体制のもと、男女共同参画に関する町内の実態調査や研究を行うとともに、ジェンダーや男女共同参画に関する各種の学術的情報等の交流を行います。また、推進体制強化に向けた「さわふじ懇話会（仮称）」への参画をはじめ、地域の啓発活動やワークショップの開催等に人材の活用を進めます。

①男女共同参画に関する調査・研究の推進	・男女共同参画に関する各種実態調査・研究 ・ジェンダーと男女共同参画に関する学術的情報の交流
②男女共同参画のまちづくりにおける大学人材の活用	・委員会や「さわふじ懇話会（仮称）」への参画 ・地域における啓発活動、ワークショップ等への参画

## 4 男女共同参画の社会的環境の充実

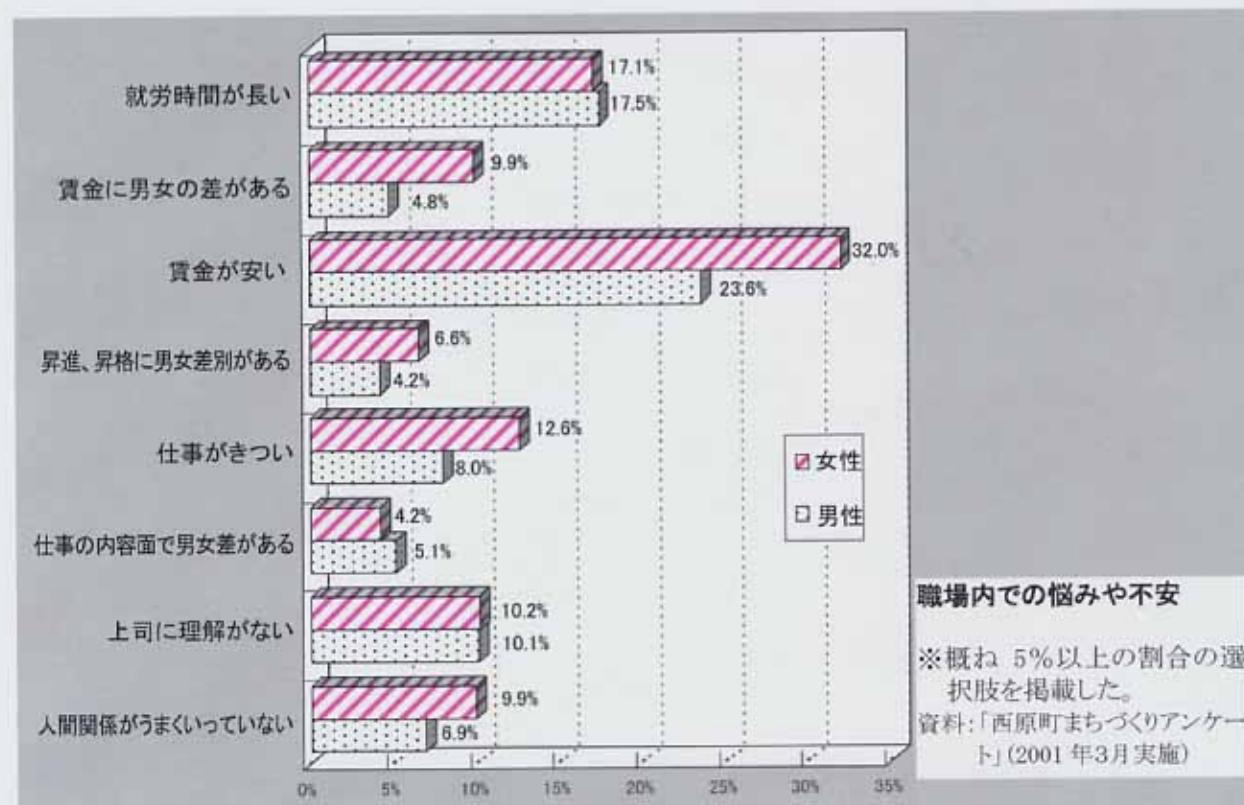
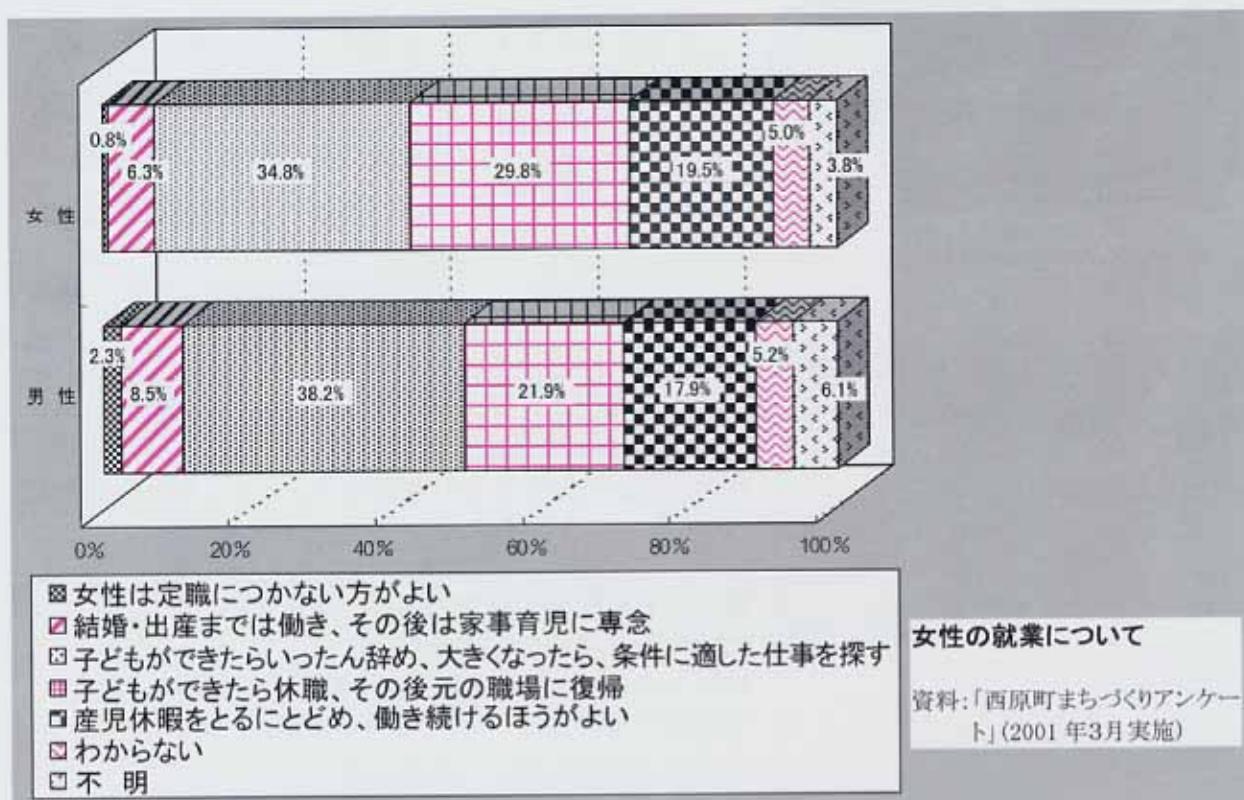
私たちの生活において、経済的に自立し、多様な活動を行い、生きがいのある日々をおくるためには、社会的な条件や支援体制が整っていることが重要であり、さらに高齢世帯やひとり親家庭等に対するきめこまかな支援が求められます。

女性の就業は、性別を問わず概ね肯定されており、活躍している女性も少なくありません。しかしながら就業の場では、依然として賃金が安いという不満やセクシャル・ハラスメント等の人権侵害もみられることがあります。また、育児休業後の就業等における女性の継続就業・再就職についても、労使双方の意識啓発、労働条件の改善が必要となっています。一方、全国的に厳しい経済情勢の中、女性の雇用環境が一層厳しくなっています。「男女雇用機会均等法」のもとに平等な雇用条件を創出するとともに、起業化の支援、就労の場の創造も必要です。

女性の社会的進出が増えてきたといわれていますが、育児や介護等の負担

が依然として女性にかたよっている状況にあります。家庭内においては、育児・介護等への男性の参画促進が求められているとともに、社会的には子育てや介護に関する支援体制を充実し、女性・男性ともに多様な活動ができる状況を確保していくことが必要です。また、高齢者は女性の割合が大きいことから、生きがいある人生をおくるためにも介護の問題は女性にとって大きな課題でもあります。

だれもが安全で快適な生活をおくることができるために、道路や公共施設等公的空間を中心にバリアフリー化が徐々に進んできています。こうした生活環境整備は、従来男性を中心になされきましたが、今後は、各課所管の委員会等における女性登用をさらに進めつつ、女性技術者等の積極的な人材活用を図り、女性の視点を加えた安全で利用しやすい生活環境整備を進めていくとともに、地域住民の環境整備活動においても男女共同参画を進めていくことが重要です。



(1) 就業・雇用条件の充実

経営者等に対する人権擁護の意識啓発をはじめ、雇用機会の均等や育児・介護休業等の労働条件の向上に努めます。また、職業能力の開発や新たな雇用創造を図るための起業化の講習、関係機関との協力のもとの特産物開発、各種支援制度の普及と活用に努めます。

① 経営者等の意識啓発や労働関係法の周知・遵守	<ul style="list-style-type: none"><li>・人権擁護(リプロダクティブ・ヘルス/ライツやセクシュアル・ハラスメント等)の意識啓発</li><li>・男女雇用機会均等法の周知徹底</li><li>・育児・介護休業制度等の周知徹底と行使しやすい雰囲気づくり</li></ul>
② 就業・起業化の支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・職業能力の開発や研修機会の充実</li><li>・女性の再就職等の就業支援</li><li>・起業化講習・起業化シミュレーション等の充実</li><li>・特産物開発の支援</li><li>・各種支援制度の普及と活用促進</li></ul>

## (2) 自立的で多様な生き方の支援

子育て支援の充実に向けて、一時保育等の充実や保育サポーターの拡充と利用促進を図り、広域的なファミリーサポート事業、幼保の一元化等についても検討を進めます。また、介護については、配食・家事援助サービス等在宅介護の充実をはじめ、育儿・介護休業制度の活用促進、男性の家事・子育て・介護等への参画促進と家事等能力の向上に努めます。

①多様な保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保育・延長保育・学童保育等の充実</li> <li>・保育サポーターの啓発促進</li> <li>・広域的なファミリーサポート事業の検討</li> <li>・幼保一元化の検討</li> <li>・ひとり親家庭等に対する支援の充実</li> </ul>
②在宅介護支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配食・家事援助サービス等の充実</li> <li>・育儿・介護休業制度の周知・活用促進</li> <li>・男性の家事等能力の向上支援</li> <li>・介護支援等の情報提供と相談業務の充実</li> </ul>

## (3) 生活環境等の整備

生活環境の整備計画策定等において女性技術者等人材の活用を図るとともに、地域における環境整備活動への男女共同参画を促進します。また、公的施設等のバリアフリー化をはじめ、地域における防犯灯設置等女性や子どもにとって安全な環境整備を進めます。

①住環境・コミュニティ等生活環境整備における男女共同参画の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定等における女性人材の活用</li> <li>・女性人材の発掘</li> </ul>
②環境整備活動等における男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境ボランティア等住民活動への男女共同参画促進</li> <li>・NPO等の支援</li> </ul>
③安全で利用しやすい環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的施設等のバリアフリー化の促進</li> <li>・防犯灯の設置等安全対策の充実</li> </ul>

## 5 推進体制の強化

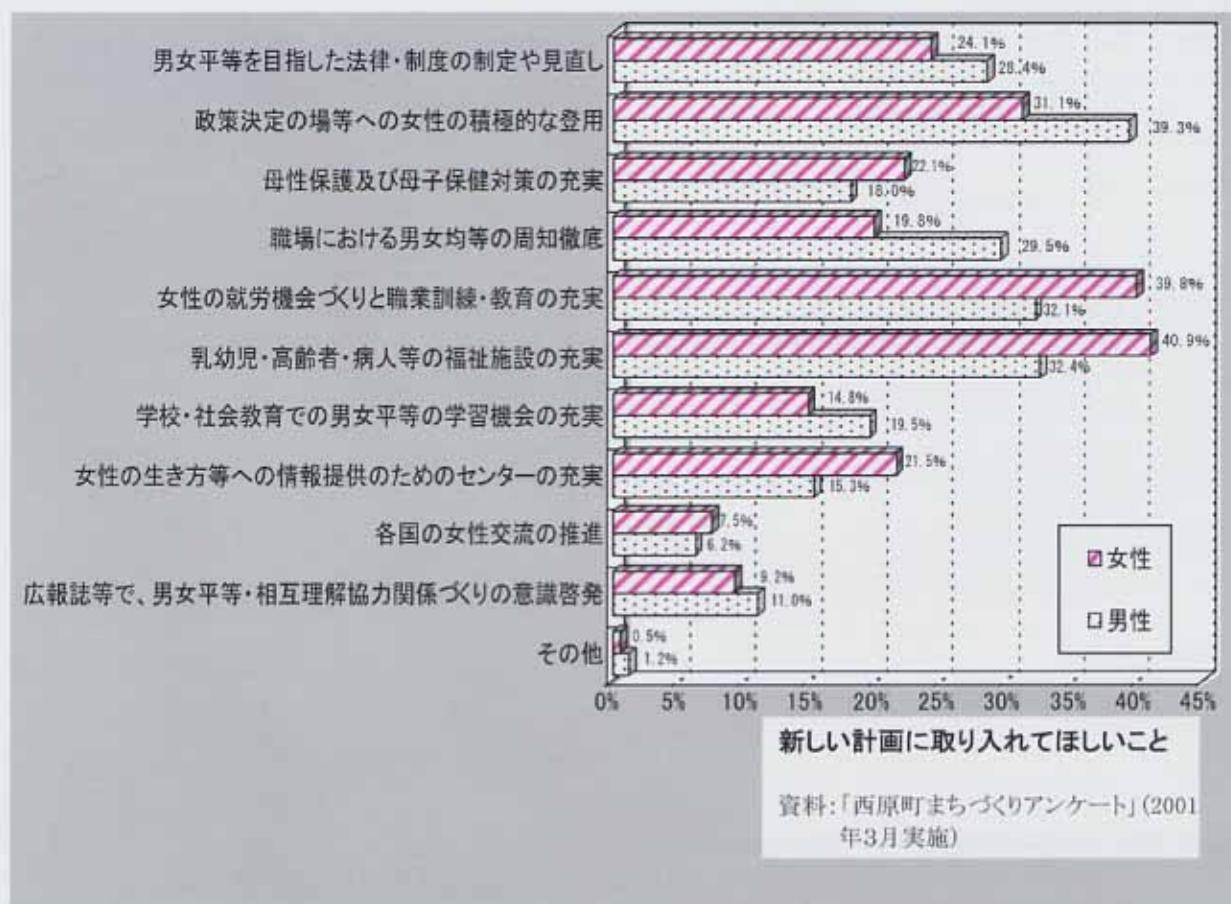
第一次の「さわふじプラン」の推進体制は、1993年（平成5年）に確立し、これまで男女共同参画社会実現に向けて女性行政の推進に努めてきました。10年を経た現在も、まだまだ改善すべき課題が多くあり、継続的に施策提言を行う「さわふじ懇話会（仮称）」の設置等、推進体制の一層の強化が必要です。

第二次の「さわふじプラン」に取り入れてほしいこととして、「乳幼児・高齢者・病人等の福祉施設の充実」や「女性の就労機会づくりと職業訓練・教育の充実」、「政策決定の場等への女性の積極的な登用」等が大きな割合を占めながらも、その他の項目についてもニーズがみられる状況にあり、関係課との協力体制のもとに施策を充実することが重要となります。

男女共同参画社会形成に向けては、女性の基本的人権の擁護に関わる施策がほとんどであり、私たちの家庭生活

から社会生活のあり方に深く関わっています。また、男女共同参画は、西原町のまちづくりを進めていく上での大きな前提となるものであることから、各課の施策において常に男女共同参画の視点を基本にしつつ、推進することが求められます。本計画で位置づけた施策のほとんどが全庁的に連携した施策展開を要するものであり、男女共同参画のまちづくりを進めていくには、庁内職員すべてに男女共同参画の意識が備わっていることが必要です。

まちづくりの主体が町民をはじめ、事業者であることから、町民や事業者とのネットワークを強化し、きめこまか的な施策推進に努めることが必要です。また、ドメスティック・バイオレンス等にみられるように、緊急を要する基本的人権の擁護が必要となる場合においては、沖縄県や警察機関等関連機関との緊密な連携のもと、取り組んでいくことが必要です。



**(1) 男女共同参画拠点機能の拡充**

施策提言等を行う「さわふじ懇話会（仮称）」を設置するとともに、地域推進委員会や町女性団体連絡協議会等組織との相互調整等を強化します。また、男女共同参画を推進するためのあらゆる活動を進める拠点の確保に努めます。

①男女共同参画推進体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「さわふじ懇話会（仮称）」の設置</li> <li>・推進本部・地域推進委員会・町女性団体連絡協議会等組織の相互調整連絡機能の強化</li> </ul>
②男女共同参画推進拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動拠点の確保</li> <li>・活動拠点施設の整備</li> </ul>

**(2) 庁内体制の充実**

職員研修による意識啓発をはじめ、実際の行動推進に向け、「さわふじデー（仮称）」を設けます。また、推進本部における「連絡調整会議（仮称）」設置による施策調整等機能を強化し、男女共同参画を基調にした各課施策の推進に努めるとともに、情報収集・発信等機能の強化を進めます。さらに、女性職員の職務内容や研修を充実し、管理職への登用に努めます。

①職員の男女平等意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画関連の職員研修の充実</li> <li>・実態調査や意識調査の実施</li> <li>・庁内における「さわふじデー（仮称）」の設置</li> </ul>
②推進本部等の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推進本部における「連絡調整会議（仮称）」設置等施策調整機能の強化と実績評価</li> <li>・担当部署の情報収集・発信機能の強化</li> </ul>
③女性職員の研修機会の充実と積極的登用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職務内容の点検・見直し</li> <li>・女性職員の研修拡充</li> <li>・管理職への女性登用</li> </ul>

### (3) 町民や関係機関等とのネットワーク強化

女性の入材バンクの整備とその活用を図るとともに、「女性問題相談窓口（仮称）」の設置、町民や各種団体の活動を支援します。また、沖縄県やおきなわ女性財団等関連機関をはじめ、県内外市町村や国内外の関連機関との連携を強化し、交流の拡充と男女共同参画推進の広域的な連携・支援を進めます。

①町民や各種団体等とのネットワーク強化と活動支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・人材バンクの整備と活用</li><li>・「女性問題相談窓口（仮称）」の設置</li><li>・町民や町女性団体連絡協議会等各種団体の女性行政推進の活動支援</li></ul>
②関連機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・国や県及びおきなわ女性財団、教育委員会等との連携強化</li><li>・県内外市町村の男女共同参画行政推進担当との連携強化</li><li>・国内外の女性に関する機関・団体との連携強化</li></ul>

### III 施策実施に向けて

ここでは、具体施策の実施に向けて主管課と大まかなスケジュールを示した。

#### 1 真の男女平等に向けた意識改革と実践の促進

施 策 の 柱	具 体 施 策	事 業 内 容	維 續	新 規	事業ス ケジュー ル			主管課
					前 期	中 期	後 期	
(1) 男女平等の意識づくり	①児童生徒に対する男女平等教育の推進	・ジェンダー解消に向けた男女平等教育の推進	○		○			学校教育課
		・男女平等教育の手引書の作成	○		○			学校教育課
	②教職員・PTAの男女平等意識の推進	・人権尊重や男女平等に関する教職員研修	○		○			学校教育課
		・PTAにおける人権尊重や男女平等の啓発活動	○		○			学校教育課
	③家庭・地域における男女平等意識の醸成	・婦人学級や男性講座等における人権尊重・男女平等に関する啓発活動	○		○			生涯学習課
		・自治会等の役員に対する人権尊重・男女平等に関する啓発活動		○	○			生涯学習課
		・男女共同参画づくりに向けたワークショップ等の開催		○	○			生涯学習・企画
(2) 男女共同参画の実践促進	①ジェンダーフリーの学校運営の推進	・男女混合名簿の実施	○		○			学校教育課
		・校内規則や慣習等の点検	○		○			学校教育課
	②家事・子育て・介護等における男女共同参画の促進	・男性の家事能力等の向上支援	○		○			福祉・生涯学習
		・家事労働分担の促進	○		○			企画財政課
		・男女平等の育児・介護休業取得の普及	○		○			企画財政課
	③地域活動における男女共同参画の促進	・地域活動への男女共同参画の促進	○		○			企画財政課
		・自治会等女性役員の登用促進	○		○			全庁
(3) 男女共同参画条例化	①男女共同参画条例の制定	・条例制定に向けた調査・研究		○	○			企画財政課
		・条例制定検討委員会等の設置		○		○		企画財政課
	②男女共同参画宣言都市の実施	・宣言都市の調査・研究		○		○		企画財政課
		・宣言都市検討委員会等の設置		○		○		企画財政課

## 2 男女の人権尊重と健康づくりの拡充

施 策 の 柱	具 体 施 策	事 業 内 容	継 続	新 規			事 業 ス ケ ジ ュ ー ル	主 管 課
				前 期	中 期	後 期		
(1) 男女の 人権 尊 重 の 推 進	①人権擁護に 関する意識 の啓発	・学校教育における人権尊重教育の推進	○	○			学校教育 課	
		・町民に対する人権尊重の意識啓発	○	○			企画財政 課	
	②相談体制の 拡充	・相談窓口の設置と相談員の確保・育成	○	○			総・企・健・ 福	
		・関連機関との連携強化	○	○			総・企・健・ 福	
(2) 健康 づ く り と リ ブ ロ ダ ク テ イ ブ ・ ヘルス/ ライツ の 支 援	①ライフステー ジに応じた健 康づくりの支 援	・妊娠婦や母子等健診及び保健指導の充実	○	○			健康衛生 課	
		・中高年齢期における健康づくりの充実	○	○			健康衛生・ 福祉	
		・食生活の改善と健康づくり	○	○			健康衛生・ 福祉	
	②リプロダクティ ブ・ヘルス/ラ イツの普及	・広報や各種学級における普及・啓発	○	○			健康衛生 課	
		・学校教育における性と健康に関する教育	○	○			学校教育 課	
	③妊娠・出産に 関する支援	・パパ・ママ学級等における啓発	○	○			健康衛生・ 生涯	
		・事業所等における母性保護の周知徹底	○	○			産業課・健 康衛生	
(3) 女性 に 対 す る さ ゆ る 暴 力 の 根 絶	①ドメスティック・ハ イオレンス等に 関する意識 の啓発	・ドメスティック・ハイオレンス等に関する教室の開催、広報	○	○			企画・健 衛・福祉	
		・学校におけるドメスティック・ハイオレンス等に関する教育		○	○		学校教育・ 企画	
	②被害者のケ アの充実	・相談員の育成と窓口の設置	○	○			企画・健 衛・福祉	
		・被害者救済等の支援充実	○	○			企画・健 衛・福祉	

### 3 政策決定の場や平和構築の活動における男女共同参画の促進

施 策 の 柱	具 体 施 策	事 業 内 容	継 続	新 規	事業ス ケジュ ール			主 管 課
					前 期	中 期	後 期	
(1) 政策・方針決定への促進	①委員会・審議会等への女性登用拡充	・自治法における委員会等の女性登用拡充(30%以上目標)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				全 庁
		・その他の委員会等への女性登用拡充(45%目標)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				全 庁
	②政策提言等における男女共同参画の促進	・リーダー研修会等の充実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				企画財政課
		・女性模擬議会や政策提言会等の実施		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			企画・議会事務局
		・委員等公募制の推進	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				全 庁
(2) 平和に向けた文化・国際交流の推進	①平和・文化・国際交流の推進	・「沖縄県女性の翼」等への助成と交流充実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				企画財政課
		・「非核反戦平和都市宣言」の普及と関連事業の推進	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				総務課
		・平和推進や女性問題に関する国外機関・団体との交流	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				企画財政・総務
	②女性に関する文化事業の展開	・女性史の調査・研究・発刊		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			企画財政・生涯
		・女性に関する文化的情報の収集・発信	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				企画財政課
(3) 大学等との調査・研究協力の促進	①男女共同参画に関する調査・研究の推進	・男女共同参画に関する各種実態調査・研究		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			企画財政課
		・ジェンダーや男女共同参画に関する学術的情報の交流		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			企画財政課
	②男女共同参画のまちづくりにおける大学人材の活用	・委員会や「さわふじ懇話会(仮称)」への参画		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			企画財政課
		・地域における啓発活動、ワークショップ等への参画		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			企画財政課

#### 4 男女共同参画の社会的環境の充実

施 策 の 柱	具体施策	事業内 容	継 続	新 規	事業ス ケジュール			主管課
					前 期	中 期	後 期	
(1) 就業・雇用条件の充実	①経営者等の意識啓発や労働関係法の周知・遵守	・人権擁護((リブロダクティフ・ヘルス/ライツやセクシュアル・ハラスメント等)の意識啓発		○	○			産業課・企画
		・男女雇用機会均等法の周知徹底		○		○		産業課・企画
		・育児・介護休業制度等の周知徹底と行使しやすい雰囲気づくり		○		○		産業・企画・健衛
	②就業・起業化の支援	・職業能力の開発や研修機会の充実		○		○		産業課
		・女性の再就職等の就業支援		○		○		産業課・企画
		・起業化講習・起業化シミュレーション等の充実			○	○		産業課
		・特産物開発の支援		○		○		産業課
		・各種支援制度の普及と活用促進		○		○		産業課・企画
		・一時保育・延長保育・学童保育等の充実		○		○		福祉課
(2) 自立的で多様な生き方の支援	①多様な保育サービスの充実	・保育サポーターの啓発促進		○		○		福祉課
		・広域的なファミリーサポート事業の検討			○		○	産業課・福祉課
		・幼保一元化の検討		○	○			福祉課
		・ひとり親家庭等に対する支援の充実		○		○		福祉課
		・配食・家事援助サービス等の充実		○		○		福祉課
	②在宅介護支援サービスの充実	・育児・介護休業制度の周知・活用促進		○		○		福祉・企画財政
		・男性の家事等能力の向上支援		○		○		福祉課
		・介護支援等の情報提供と相談業務の充実		○		○		保険課・福祉課
		・計画策定等における女性人材の活用		○		○		健康衛生・都計課
(3) 生活環境等の整備	①住環境・ゴミ問題等生活環境整備における男女共同参画の拡充	・女性人材の発掘		○		○		健康衛生課
		・女性人材の活用		○		○		健康衛生課
	②環境整備活動等における男女共同参画の促進	・環境ボランティア等住民活動への男女共同参画促進		○		○		健康衛生課
		・NPO等の支援			○	○		健康衛生課
	③安全で利用しやすい環境整備	・公的施設等のバリアフリー化の促進		○		○		総・福・都計・生涯
		・防犯灯の設置等安全対策の充実		○		○		総務課・土木課

## 5 推進体制の強化

施 策 の 柱	具 体 施 策	事 業 内 容	継 続	新 規	事業スケ ジュール			主管課
					前 期	中 期	後 期	
(1) 男女共同参画拠点機能の拡充	①男女共同参画推進体制の強化	・「さわふじ懇話会(仮称)」の設置		○	○			企画財政課
		・推進本部・地域推進委員会・町女団協等組織の相互調整連絡機能の強化	○		○			企画財政課
(2) 庁内体制の充実	②男女共同参画推進拠点の整備	・活動拠点の確保		○	○			企画財政課
		・活動拠点施設の整備		○	○			企画財政課
(3) 町民や関係機関等とのネットワーク強化	①職員の男女平等意識の向上	・男女共同参画関連の職員研修の充実	○		○			総務課
		・実態調査や意識調査の実施		○	○			総務課・企画財政
		・庁内における「さわふじデー(仮称)」の設置		○	○			総務課・企画財政
	②推進本部等の機能強化	・推進本部における「連絡調整会議(仮称)」設置等施策調整機能の強化と実績評価		○	○			企画財政課
		・担当部署の情報収集・発信機能の強化	○		○			企画財政課
	③女性職員の研修機会の充実と積極的登用	・職務内容の点検・見直し	○		○			総務課
		・女性職員の研修拡充	○		○			総務課・企画財政
		・管理職への女性登用	○		○			総務課

資 料 編

## 西原町男女共同参画計画検討委員会設置要綱

平成 14 年 4 月 11 日

要綱第 11 号

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)に基づく男女共同参画計画に関する事項を検討するために設置する西原町男女共同参画計画検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査検討し、答申するものとする。

- (1) 男女共同参画計画に関すること。
- (2) 女性問題解決のための諸施策に関すること。
- (3) その他女性問題に関し、町長が必要と認める事項

## (組織)

第 3 条 委員会は、委員 12 人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体代表
- (3) 関係行政機関等の職員
- (4) 町民

## (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて、委員以外の学識経験者又は関係者等の出席を求め、意見を聞くことができる。

## (庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

## (委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この要綱の施行の後最初に開かれる委員会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(西原町女性問題懇話会設置要綱の廃止)

3 西原町女性問題懇話会設置要綱(平成 13 年西原町要綱第 2 号)は、廃止する。

## 西原町男女共同参画計画検討委員会委員名簿

区分	氏名	所属機関役職名
1 学識経験者	大城 貴代子 (委員長)	(社)沖縄県脳卒中等リハビリテーション推進協議会常務理事 (元沖縄県生活福祉部長)
2 学識経験者	桃原 一彦 (副委員長)	沖縄国際大学非常勤講師
3 学識経験者	与那嶺 涼子	名桜大学非常勤講師 (元沖縄県女性センター嘱託職員)
4 各種団体代表	宮城 邦子	町女性団体連絡協議会 会長
5 各種団体代表	宮平 良信	事務担任者 代表
6 各種団体代表	赤嶺 秀政	町PTA連合会 会長
7 各種団体代表	親泊 輝延	町商工会事務局長
8 関係行政機関 等の職員	古堅 和子	町収入役
9 公募	崎原 菊江	町民
10 公募	城間 恒子	町民
11 公募	長崎 ノブ子	町民
12 公募	吳屋 定子	町民

## 第二次西原町男女共同参画計画「さわふじプラン」策定経過

2001年3月1日	「男女の平等な社会の実現について」アンケート実施 (西原町まちづくりアンケート調査)調査期間:2001年3月1日~3月22日)
2001年4月1日	男女共同参画計画検討委員会委員公募
2002年10月23日	男女共同参画計画検討委員会委員選任
2002年11月25日	第1回男女共同参画計画検討委員会 ・委嘱状交付 ・第二次男女共同参画計画諮問 ・さわふじプランの実績と評価 ・男女共同参画に関する町民意識のアンケート結果報告 ・
2002年12月16日	第2回男女共同参画計画検討委員会 さわふじプランの主要事業の現状と今後の取り組みについての検討
2002年12月26日	体系別の現状と課題についての(各委員の)意見メモシートのまとめ
2003年1月15日	男女共同参画計画検討委員会委員調整会議 体系別の現状と課題についての検討
2003年1月27日	第3回男女共同参画計画検討委員会 第二次さわふじプランの計画体系(案)の検討 ・施策の柱の検討 (第一次さわふじプランと第二次さわふじプラン(案)の計画体系・施策の対比)
2003年2月24日	第4回男女共同参画計画検討委員会 第二次さわふじプランの計画体系(案)の検討 (第二次計画の理念・体系構築にむけての基本的な考え方のまとめ)
2003年3月16日	男女共同参画計画検討委員会委員調整会議 第二次さわふじプランの具体施策(案)の検討
2003年3月18日	第5回男女共同参画計画検討委員会 第二次さわふじプランの具体施策(案)の検討 答申にむけての意見書のまとめ
2003年3月28日	第6回男女共同参画計画検討委員会 第二次西原町男女共同参画計画答申
2003年3月31日	第二次西原町男女共同参画計画決定

## 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣言していることに留意し、

人権に関する国際規約の締結国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女の平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮屈の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、

外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し、並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確認し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女

子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

## 第1部

### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

### 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合に制裁を含む)。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

### 第4条

1. 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成されたときに廃止されなければならない。
2. 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

### 第5条

- 締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。
- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
  - (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、

子の利益は最初に考慮するものとする。

## 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

## 第2部

### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に關係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件で、かつ、いかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

### 第9条

1. 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
2. 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第3部

### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のこと確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改定すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 繼続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の途中退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含

む。)を享受する機会

#### 第11条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的して、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
  - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
  - (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
  - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
  - (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
  - (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
  - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
2. 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
  - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
  - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
  - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
  - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
3. この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第12条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
  2. 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分婏及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第14条

1. 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2. 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
  - (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
  - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
  - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかいかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
  - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
  - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
  - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
  - (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

#### 第4部

##### 第15条

1. 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
2. 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
3. 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
4. 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

##### 第16条

1. 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

  - (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)

- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
2. 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第5部

第17条

1. この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
2. 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
3. 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自國が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
4. 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ、投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
5. 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
6. 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従つて行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
7. 締約国は、自國の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
8. 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
9. 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1. 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
  - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

- (b) その後は少なくとも4年ごと、さらには委員会が要請するとき。
2. 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

## 第19条

1. 委員会は、手続規則を採択する。
2. 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

## 第20条

1. 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
2. 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

## 第21条

1. 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
2. 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

## 第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

## 第6部

## 第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

## 第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

## 第25条

1. この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
2. 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
3. この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
4. この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

## 第26条

1. いざれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
2. 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

## 第27条

1. この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に

効力を生ずる。

2. この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生じる。

第28条

1. 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
2. この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
  3. 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

1. この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
2. 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
3. 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

## 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第12条）

#### 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

#### 第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊で活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第2章 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第3章 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

#### (社会における制度又は慣習についての配慮)

第4章 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣習が、性別による固定的

な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにつかんがみ、社会における制度又は慣習が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5章 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならぬ。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家庭を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の教育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行わなければならぬ。

(国際的協調)

第7章 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにつかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際協調の下に行わなければならぬ。

(国の責務)

第8章 国は、第3章から前条までに定められる男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのつとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのつとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(次号報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形式の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなくてはならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講るべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前項に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前項に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者。
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女いずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるとときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるとときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議について必要な事項は、政令で定める。

### 附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は公布の日から施行する。

### 附 則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日から施行する。

(後略)

### 附 則 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(中略)は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

## 男女共同参画社会形成に向けた歩み

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県の動き
1945 (S20)	・国際連合発足 ・国連憲章採択	・改正選挙法公布(婦人参政権)	
1946 (S21)	・国連婦人の地位委員会設置	・第22回総選挙で初の婦人参政権行使 ・日本国憲法公布(男女平等の明文化)	
1947	・世界人権宣言採択		
1948 (S23)		・日本国憲法施行・労働省発足、婦人少年局設置	
1949		・第1回女性週間(4月10日～16日)	
1967	・婦人に対する差別撤廃宣言採択		
1975 (S50)	・国際婦人年目標「平等・発展・平和」 ・国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択 ・「国連婦人の10年」('76～'85)決定	・総理府に婦人問題企画推進本部設置 ・総理府婦人問題担当室 ・国際婦人年記念日本婦人問題会議開催	・沖縄県婦人連合会が沖縄県に対し、男女平等・婦人の地位向上について要請 ・国際婦人年記念日本婦人問題会議出席
1976 (S51)		・特定職種育児休業法施行(教職員等) ・「民法」改正(婚氏統称制度)	・育児休業条例の制定 ・労働商工部労政福祉課に婦人行政所管を定め、主査を配置 ・県内初女性県議会議員誕生(上江洲トシ氏)
1977 (S52)		・「国内行動計画」策定(S52～61) ・国立婦人教育会館開館	
1978 (S53)		・国内行動計画前期重点目標発表(総理府)	・沖縄県における婦人の生活実態と意識の調査 ・大里村農村婦人の家設置
1979	・「女子差別撤廃条約」採択(第34回国連総会)	・海上保安学校が女性に門戸開放(合格者11人)	・生活福祉部に青少年婦人課を設置
1980 (S55)	・国連婦人の十年中間年世界会議開催(コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・女子差別撤廃条約署名 ・「民法」及び「家事審判法」改正(配偶者相続分引き上げ) ・年金制度の改善(加給年金額/遺族年金額) ・国民年金創設 ・公営住宅法の一部改正	・「国連婦人の10年」中間年世界会議参加(22人) ・「国連婦人年の10年」中間年記念沖縄大会開催 ・「国連婦人の10年」記念第1回沖縄県婦人国内研修(埼玉県、東京都)
1981 (S56)	・ILO第156条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)採択 ・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画」後期重点目標決定 ・所得税法一部改正 ・母子保健法一部改正	・第2回沖縄県婦人国内研修(兵庫県、大阪府) ・沖縄県議会議長名で「婦人に対するあらゆる形態差別撤廃条約」早期批准に関する意見書提出 ・県庁初の女性課長発令(安次富初子氏:青少年婦人課長)
1982 (S57)		・東京・佐原税務署は角女性署長(河村喜久栄氏) ・大賀栄子氏ドーバー海峡横断成功	・第3回沖縄県婦人国内研修(岩手県、宮城県) ・「おきなわの女性」創刊
1983 (S58)		・「婦人の生活と意識-国際比較調査報告書」発表(他国に比べて性別による役割意識が強いことが示される)	・沖縄県知事名で内閣総理大臣へ「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」早期批准について要望書提出 ・沖縄県婦人問題懇話会による知事への提言 ・第4回沖縄県婦人国内研修(香川県、高知県) ・懇話会委員による県外婦人関係施設調査(第1回:静岡県、千葉県)

63	1984 (S59)	・「国連婦人の10年世界会議」ESCAP地域政府準 備会議(東京)	・アジア・太平洋地域婦人問題シンポジウム開催 ・「雇用の分野における男女の均衡な機会及び待遇の確保を 促進するための労働関係法律の整備に関する法律案」を國 会へ提出 ・「船員法の一部を改正する法律案」を国会へ提出 ・「国籍法」及び「戸籍法」の改正(国籍の父母両系主義採用) ・家庭科教育に関する検討会議発足・母子・準母子福祉年金 の一部改正	・婦人問題解決のための「沖縄県行動計画」策定 ・第1回婦人海外研修(アセアン諸国) ・第5回沖縄県婦人国内研修(山口県、広島県) ・懇話会委員による県外婦人関係施設調査(第2回:山梨県、群馬県、神奈川県) ・県2人目の女性課長(婦人相談所長:翁長孝枝氏)
	1985 (S60)	・「国連婦人の10年」最終年世界会議(ケニヤ・ナイ ロビ) ・「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のため のナイロビ将来戦略」採択	・「男女雇用機会均等法」成立 ・「国民年金法」改正(女性の年金権確立) ・女子差別撤廃条約批准 ・「西暦2000年に向けての全国会議」開催	・第2回婦人海外研修「婦人の翼」(アセアン諸国) ・第6回沖縄県婦人国内研修(長野県、東京都:「西暦2000年に向けての全国大会」参加) ・沖縄県における婦人の生活実態と意識の調査 ・「国連婦人の10年」最終年記念事業 ・「国連婦人の10年」最終年世界会議へ参加(婦人25人自主的参加) ・京都婦人の船との交歓交流 ・第1回うないフェスティバル開催(民間団体等による女達の祭り)
	1986 (S61)		・「男女雇用機会均等法」施行 ・「労働基準法」改正(女子保護規定一部廃止、母性保護規定 の拡充)	・第3回婦人海外研修「婦人の翼」(アセアン諸国) ・第7回婦人国内研修「婦人の集い」(北海道) ・ふれあい懇談会(名護市、沖縄市、石垣市) ・京都婦人の船との交歓交流会 ・沖縄の女性と男性の広場「あい」の発行 ・「農村婦人の翼」事業
	1987 (S62)		・西暦2000年に向けての新国内行動計画」(S62～H12)～男女 共同参画型社会の形成を目指す～策定	・ふれあい懇談会(豊見城村、平良市、宜野湾市) ・京都婦人の船との交歓交流会 ・「婦人の翼」の会結成 ・婦人団体連絡協議会結成(27団体) ・第4回婦人海外研修「婦人の翼」(アセアン諸国) ・第8回婦人国内研修「婦人の集い」(福井県、石川県)
	1988 (S63)		・週40時間労働制に向けての労働基準法の改正	・ふれあい懇談会(浦添市、石川市、具志頭村) ・京都婦人の船との交歓交流会 ・第5回婦人海外研修「婦人の翼」(アセアン諸国) ・第9回婦人国内研修「婦人の集い」実施(福島県、山形県)
	1989 (H元)			・ふれあい懇談会(金武町、糸満市、西原町) ・第6回婦人海外研修「婦人の翼」(アセアン諸国) ・第10回婦人国内研修「婦人の集い」(岡山県、鳥取県)
	1990 (H2)	・「ナイロビ将来戦略の第1回見直しと評価に伴う 勅告及び結論」採択		・ふれあい懇談会(北中城村、具志川市、南風原町) ・第7回婦人海外研修「婦人の翼」(アセアン諸国) ・第11回婦人国内研修「婦人の集い」(宮崎県、大分県) ・京都婦人の船との交歓交流会

年次	世界の動き	日本の動き	沖縄県の動き	西原町の動き
1991 (H3)		・西暦2000年に向けての新国内行動計画第一次改定 ・「育児休業法」公布	・ふれあい懇談会(大里村、嘉手納町、恩納村) ・全国で2人目の副知事誕生(尚弘子氏/H3.8.20～H6.2.18) ・第8回婦人海外研修「婦人の翼」(アセアン諸国) ・「沖縄県における婦人の生活実態と意識の調査」	・西原町女性行動計画策定に向けて女性係(嘱託:安里英子氏)を設置 ・西原町女性行政に関する行政連絡会(第1回、第2回) ・西原町女性行政に関する地域連絡会(第1回、第2回) ・西原町女性行政に関する懇話会(第1回) ・「町民の女性問題に関する意識、生活実態の調査」
1992 (H4)		・「育児休業法」施行 ・介護休業制度等に関するガイドライン策定 ・農山漁村女性に関する中長期ビジョン策定 ・婦人問題担当大臣任命	・総務省知事公室に女性政策室を新設(室長:安里和子) ・ふれあい懇談会(具志川市) ・第9回女性海外研修「婦人の翼」(アセアン諸国) ・女性政策室設置記念イベントを開催 ・女性問題リポーターを委嘱 ・「沖縄女性白書」を刊行 ・沖縄県女性行政推進本部設置	・西原町女性行政に関する行政連絡会(第3回、第4回、第5回、第6回) ・西原町女性行政に関する地域連絡会(第3回、第4回) ・西原町女性行政に関する懇話会(第2回、第3回) ・「西原町女性行動計画」を懇話会会长から答申 ・「女性サミット」を開催(啓発事業の一環)
1993 (H5)	・国連世界人権会議開催(ウィーン) ・「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・中学校での家庭科の男女必修完全実施 ・「パートタイム労働法」施行	・男女共同参画型社会の実現をめざす沖縄県行動計画～DEIGOプラン21～策定 ・女性総合センター設計完了 ・おきなわ女性財団設立・第10回女性海外研修「婦人の翼」実施(アセアン諸国) ・アセアン・沖縄女性フォーラム ・沖縄県農山漁村女性に関する中長期ビジョン策定 ・ふれあい懇談会(城辺町、中城村) ・「DEIGOプラン21推進月間」を設定(DEIGOプラン21推進10市メッセージリレー/DEIGOプラン21推進フォーラム/女性模擬県議会/女性委員交流会)	・文化広報課へ女性行政振興係を配置 ・西原町女性行動計画「さわふじプラン」を配布 ・「さわふじプラン」のリーフレットを町民へ配布 ・西原町女性行動計画推進本部事前会議 ・さわふじ実施プラン作成 ・女と男の情報紙(創刊号)発行 ・西原町女性行動計画推進本部設置 ・西原町女性行動計画地域推進委員会設置 ・平成5年度「女性講座」(全8回) ・「女性の翼」派遣(1名) ・「日本女性会議'93ふくおか」(女性リーダー研修:9名) ・「女性リーダーの集い」(80名参加) ・第2回西原町女性行動計画地域推進委員会
1994 (H6)	・アジア・太平洋経済社会委員会(ESCAP)開催	・高等学校での家庭科の男女必修実施 ・「均等法」の指針と女性労働基準規則の一部改正施行 ・「児童の権利に関する条約」発効 ・総理府組織令一部改正(男女共同参画室及び男女共同参画審議会設置) ・男女共同参画推進本部設置	・県2人目の女性副知事誕生(東門美津子氏/H6.3.31～H10.12.9) ・DEIGOプラン21推進キャラバン ・DEOGOプラン21推進地域会議 ・第1回「女と男のフェスティバル」 ・女性海外セミナー「女性の翼」(デンマーク、フィンランド、スウェーデン) ・人材リスト作成・女性問題アドバイザー設置 ・「10代のこえ」発刊 ・ふれあい懇談会(伊江村)	・女と男の情報誌(第2号)発行 ・「西原町女性団体連絡協議会」設立準備会(第1回、第2回) ・西原町女性行動計画推進本部会議 ・「さわふじ実施プラン」実施細目調書作成 ・「西原町女性団体連絡協議会」結成総会 ・西原町女性行動計画地域推進委員会(第1回、第2回) ・「DEIGOプラン21」推進キャラバン一行受入 ・「新生活運動を考えるフォーラム」(町女団協主催) ・女と男の情報誌(第3号)発行 ・「日本女性会議'94わかやま」(女性リーダー研修:5名) ・「第2回女性リーダーの集い」開催(50名参加) ・「女性の翼」派遣(1名:町女団協から推薦) ・各種団体との行政懇談会へ町女団協参加 ・名瀬市・西原町女性団体連絡協議会交流座談会・情報交換会(10名受入) ・講演会「子育てにおける父親の役割」 ・「県内視察研修」(読谷村、中城村/町女団協主催)

1995 (H7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北京女性会議NGOフォーラム開幕(約3万1千人参加)</li> <li>・第4回世界女性会議開催(北京/190カ国約1万7千人参加)</li> <li>・「北京宣言及び行動綱領」採択</li> <li>・「育児・介護休業法」成立(介護休業に関する部分をH11年度から実施)</li> <li>・「ILO156号条約」批准</li> <li>・非摘出子の相続分を摘出子の1/2とした規定に対し合憲判決(最高裁)</li> <li>・「女性のためのアジア平和国民基金」発足</li> <li>・「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」開催(総理府/男女共同参画社会づくり総理大臣功労者表彰24名)</li> <li>・農業者年金基金の一部改正法公布(農業経営の妻にも年金加入権)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DEIGOプラン21推進キャラバン(国頭村、大宜味村、与那城町、勝連町)</li> <li>・DEIGOプラン21推進地域会議(読谷村)</li> <li>・県初の女性部長誕生(生活福祉部長:安里和子)</li> <li>・第2回「女と男のフェスティバル」</li> <li>・女性海外セミナー「女性の翼」(カナダ、アメリカ)</li> <li>・人材リスト作成</li> <li>・沖縄女性の50年フォーラム</li> <li>・東門副知事と語るふれあい懇談会(南大東村、北大東村、与那国町)</li> <li>・第4回世界女性会議に県内から70名余の女性が参加</li> <li>・「戦後50年おきなわ女性のあゆみ」発刊</li> <li>・「ゆめがいっぱいーわたしたちのすてきな社会ー」発刊</li> <li>・女性総合センター完成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性職員によるまちづくりの集い</li> <li>・女と男の情報紙(第4号)発行</li> <li>・「町長と語る集い」(町女団協主催)</li> <li>・「西原町女性行政のあらまし」作成</li> <li>・町女性行動計画地域推進委員会委員勉強会</li> <li>・「さわふじ実施プラン」実施細目調書作成</li> <li>・西原町女性行動計画推進本部会議</li> <li>・西原町女性団体連絡協議会総会</li> <li>・西原町女性行動計画地域推進員会(第1回、第2回)</li> <li>・講演会「見直そ」固定的な役割分担について」</li> <li>・浦添市女性団体連絡協議会と町女団協が交流会開催</li> <li>・「戦後50年・平和を考える女性フォーラム」(町・町女団協共催)</li> <li>・女と男の情報紙(第5号)発行</li> <li>・「女性の翼」派遣(1名町女団協から推薦)</li> <li>・「第3回女性リーダーの集い」(80名参加)</li> <li>・女性リーダー研修「日本女性会議'95にいがた」(2名)</li> <li>・中部地区女性問題リポーター研修会</li> <li>・「県内視察研修」(豊見城村、金武町/町女団協主催)</li> <li>・「さわふじプラン」中期実施計画書作成に伴う各課ヒアリング</li> </ul>	
1996 (H8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北京行動綱領実施のための女性の地位向上のためのナショナル・マシーナリー強化に関する地域会議」ESCAP主催(ソウル)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画審議会答申「男女共同参画ビジョンー21世紀の新たな価値の創造ー」</li> <li>・「男女共同参画2000プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進キャラバン(佐敷町、知念村、東風平町、大里村)</li> <li>・男女共同参画推進地域会議(具志川市)</li> <li>・女性問題アドバイザー・リポーター発令</li> <li>・第3回「女と男のフェスティバル」</li> <li>・沖縄県女性総合センターオープン</li> <li>・東門副知事と語るふれあい懇談会(伊平屋村、伊是名村)</li> <li>・女性の問題ガイドブック発刊</li> <li>・女性海外セミナー「女性の翼」(ドイツ、スイス)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女と男の情報紙(第3号)発行</li> <li>・「さわふじ実施プラン」作成</li> <li>・「講演会」(町女団協主催)</li> <li>・「婦人選問“目で見る”パネル展」</li> <li>・「さわふじ実施プラン」実施細目調書作成</li> <li>・西原町女性行動計画推進本部会議</li> <li>・西原町女性団体連絡協議会総会</li> <li>・さわふじプラン地域推進委員会(第1回)</li> <li>・女性行政「講演会」(60名参加)</li> <li>・「女性の集い」(町女団協主催)</li> <li>・女と男の情報紙(第7号)発行</li> <li>・「第4回女性リーダーの集い」(50名参加)</li> <li>・「県内視察研修」(沖縄県女性総合センター「ているる」、浦添市ハーモニーセンター/約40名参加/町女団協主催)</li> <li>・女性リーダー研修「日本女性会議'96うつのみや」(2名)</li> <li>・「西原町女性行政のあらまし」作成</li> <li>・「ストップ・ザ・飲酒運転 女性の集い」</li> </ul>

1997 (H9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衆議院50周年記念女性国会開催(10月)</li> <li>・労働省婦人局婦人少年室や各都道府県の婦人少年室を女性局女性少年室に改称</li> <li>・「男女雇用機会均等法」改正</li> <li>・「介護保険法」公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進キャラバン(中城村、北中城村、本部町)</li> <li>・男女共同参画推進地域会議(糸満市)</li> <li>・第4回「女と男のフェスティバル」</li> <li>・第9期沖縄県女性問題懇話会「DEIGOプラン21」見直しに向けての提言</li> <li>・「男女共同参画社会の実現をめざす沖縄県行動計画～DEIGOプラン21」改定</li> <li>・「戦後50年おきなわ女性のあゆみ」映像化</li> <li>・女性海外セミナー「女性の翼」(オーストラリア、ニュージーランド)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県下3番目の女性収入役(4月3日)</li> <li>・さわふじプラン地域推進委員会(平成8年度第2回)</li> <li>・中部地区女性問題リポーター研修会</li> <li>・「女と男の情報紙(第8号)発行</li> <li>・「女性起業家によるフォーラム」(町・町女団協共催)</li> <li>・「婦人週間“目でみる”あゆみ展」</li> <li>・「町長とのゆんたく会(役場女性係長以上12名参加)</li> <li>・「さわふじ実施プラン」実施細目調書作成</li> <li>・西原町女性行動計画推進本部会議</li> <li>・西原町女性団体連絡協議会総会</li> <li>・さわふじプラン地域推進委員会地域部会会議(第1回)</li> <li>・「役員研修会」(町女団協主催)</li> <li>・さわふじプラン地域推進委員会職場部会会議(第1回)</li> <li>・さわふじプラン地域推進委員会家庭部会会議(第1回)</li> <li>・「区民の女性に関する意識と実態調査」(西原ハイツ区/さわふじプラン地域推進委員会地域部会主催)</li> <li>・「女と男の情報紙(第9号)発行</li> <li>・「消費者説明会」(町女団協後援)</li> <li>・「特産品を考える料理講習会」(町女団協主催)</li> <li>・「女性の翼」派遣(1名/町女団協推薦)</li> <li>・「働く女と男のいきいきフォーラム」(さわふじプラン地域推進委員会職場部会主催)</li> <li>・女性リーダー研修「日本女性会議'97おかやま」(3名)</li> <li>・女と男の情報紙(第10号)発行</li> <li>・西原町女性行政のあらまし」作成</li> <li>・「男性料理講習会」(さわふじプラン地域推進委員会家庭部会主催)</li> </ul>
1998 (H10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第18回女性差別撤廃委員会開催(ニューヨーク)</li> <li>・女性問題担当大臣会合開催(マニラ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「雇用機会均等法」一部施行(母性保護に関する規定)</li> <li>・「セクハラ防止」人事院規則制定</li> <li>・「少子化への対応を考える有識者会議」が提言(「夢のある家庭づくりや子育てができる社会を築くために」ととりまとめ総理大臣へ提出)</li> <li>・男女共同参画審議会答申「男女共同参画社会基本法—男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア・太平洋女性フォーラム」開催</li> <li>・「戦後50年おきなわ女性のあゆみ～21世紀へのメッセージ～」映像化</li> <li>・男女共同参画推進キャラバン(今帰仁村、東村)</li> <li>・男女共同参画推進地域会議(北谷町)</li> <li>・第10期女性問題懇話会委員発令</li> <li>・「男女共同参画都市」宣言(那霸市)</li> <li>・女性海外セミナー「女性の翼」(オーストラリア、ニュージーランド)</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「講演会」(町・町女団協主催)</li> <li>・「女と男の情報紙(第13号)発行</li> <li>・「西原町女性行政のあらまし」作成</li> <li>・「男性料理講習会」(さわふじプラン地域推進委員会家庭部会主催)</li> </ul>	
1999 (H11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性2000年会議」準備会合「ESCAPハイレベル政府間会議」(バンコク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正男女雇用機会均等法施行</li> <li>・児童売春・ボルノ禁止法施行</li> <li>・男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力のない社会を目指して」</li> <li>・改正労働基準法施行</li> <li>・男女共同参画社会基本法」公布・施行</li> <li>・「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画の促進を規定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者支援を考えるフォーラム開催</li> <li>・男女共同参画推進地域会議(石川市)</li> <li>・男女共同参画推進キャラバン(玉城村、具志頭村)</li> <li>・女性海外セミナー「女性の翼」(カナダ)</li> <li>・「米軍機地から派生する女性に関する諸問題調査事業」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「町長と語る集い」(町女団協主催)</li> <li>・「女と男の情報紙(第14号)発行</li> <li>・「女性の人材育成を考える学習会」(さわふじプラン地域推進委員会職場部会主催)</li> <li>・「女性週間“目でみる”あゆみ展」</li> <li>・「さわふじ実施プラン」実施細目調書作成</li> <li>・機構改革により主管課が「企画財政課」に変更</li> <li>・西原町女性団体連絡協議会総会</li> <li>・「女と男の情報紙(第15号)発行</li> <li>・西原町女性行動委員会推進本部会議</li> <li>・「役員研修会」(町女団協主催)</li> <li>・さわふじプラン地域推進委員会(第1回)</li> <li>・「女性の翼」派遣(1名/町女団協から推薦)</li> <li>・女性リーダー研修「日本女性会議'99はままつ」(4名)</li> <li>・「女と男の情報紙(第16号)発行</li> <li>・「役員研修会」(町女団協主催)</li> <li>・「西原町女性行政のあらまし」作成</li> <li>・さわふじプラン地域推進委員会</li> </ul>
2000 (H12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連特別総会「国連女性2000年会議」開催(ニューヨーク)</li> <li>・「政治宣言及び成果文書」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性と仕事の未来館」開館(労働省)</li> <li>・日本初の女性知事誕生(太田房江氏/大阪府知事)</li> <li>・「男女間における暴力に関する調査」(総理府)</li> <li>・男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力に関する基本の方策について」</li> <li>・男女共同参画審議会答申「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的考え方」</li> <li>・「男女共同参画基本計画」策定</li> <li>・「介護保険法」施行</li> <li>・「ストーカー規制法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5回「女と男のフェスティバル」</li> <li>・「おきなわ女性白書2000」発行</li> <li>・知事公室「女性政策室」から「男女共同参画室」へ改称</li> <li>・女性海外セミナー「女性の翼」(ドイツ、デンマーク)</li> <li>・「女性バイオニア会議2000」</li> <li>・男女共同参画推進地域会議(南風原町)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「講演会」開催(町女団協主催)</li> <li>・「女と男の情報紙(第17号)発行</li> <li>・「女性週間“目でみる”あゆみ展」</li> <li>・「さわふじ実施プラン」実施細目調書作成</li> <li>・西原町女性行動計画推進本部会議</li> <li>・さわふじプラン地域推進委員会家庭部会会議(第1回)</li> <li>・西原町女性団体連絡協議会総会</li> <li>・さわふじプラン地域推進委員会地域部会会議(第1回)</li> <li>・さわふじプラン地域推進委員会職場部会会議(第1回)</li> <li>・「女と男の情報紙(第18号)発行</li> <li>・「会員視察研修」(町女団協主催)</li> <li>・「女性の翼」派遣(1名/町女団協から推薦)</li> <li>・「女と男の情報紙(第19号)発行</li> <li>・「町PTA連絡協議会10周年記念講演会」(さわふじプラン地域推進委員会家庭部会の支援)</li> <li>・「講演会」(さわふじプラン地域推進委員会職場部会主催)</li> <li>・「ゴミ問題を考えるフォーラム」(町女団協主催)</li> <li>・「男性料理講習会」(さわふじプラン地域推進委員会家庭部会主催)</li> <li>・女性リーダー研修「日本女性会議2000津」(3名)</li> </ul>

2001 (H13)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府に男女共同参画会議及び「男女共同参画局設置」設置</li> <li>・「男女共同参画会議」設置</li> <li>・「配偶者間における暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行</li> <li>・「育児・介護休業法」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査</li> <li>・「日米結婚・離婚・子どものためのハンドブック」発行</li> <li>・平成12年度「沖縄県男女共同参画白書」発行</li> <li>・女性海外セミナー「女性の翼」(ドイツ、オランダ)</li> <li>・「大韓民国済洲道女性交流事業」実施</li> <li>・第3回世界のウチナーンチュ大会「女性フォーラム」</li> <li>・「沖縄県DV対策事業」(DVシンポジウム等開催)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「トートーメーを考える講演会」開催(町・町女団協主催)</li> <li>・女と男の情報紙(第20号)発行</li> <li>・「西原町女性行政のあらまし」作成</li> <li>・職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する指針策定(苦情処理委員会設置)(西原町役場内)</li> <li>・男女共同参画週間パネル展</li> <li>・女と男の情報紙(第21号)発行</li> <li>・DV・児童安全対策検討委員会の設置(関係課)</li> <li>・女団協役員研修会</li> <li>・「女性の翼」派遣(1名/町女団協から推薦)</li> <li>・女性リーダー研修「日本女性会議'2001みと」(2名)</li> </ul>	■ 基盤
2002 (H14)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6回「女と男のフェスティバル」(平良市)</li> <li>・男女共同参画推進地域会議(石垣市)</li> <li>・平成13年度「沖縄県男女共同参画白書」発行</li> <li>・「沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」策定</li> <li>・配偶者暴力支援センター開設(県女性相談所)</li> <li>・女性海外セミナー「女性の翼」(ノルウェー・スウェーデン)</li> <li>・「大韓民国済洲道女性交流事業」実施</li> <li>・「沖縄県DV対策事業」(講演会等開催)</li> <li>・復帰30周年記念事業「女性達の30年」実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女と男の情報紙(第22号)発行</li> <li>・DV講演会(町・女団協共催)</li> <li>・消費者問題研修会(女団協)</li> <li>・「職員の旧姓使用について」施行(西原町役場内)</li> <li>・女と男の情報紙(第23号)発行</li> <li>・職場及び地域におけるセクハラ防止研修会 (事務担当者・役場管理職)</li> <li>・西原町女性団体連絡協議会総会</li> <li>・男女共同参画週間パネル展 (県女性相談所出張相談所開設・県相談員とDV支援関係職員との交流会)</li> <li>・女団協役員研修会</li> <li>・DV研修会(民生委員)</li> <li>・職場におけるセクハラ防止研修会(商工会役員)</li> <li>・女性リーダー研修「日本女性会議'2002あおもり」派遣(1名)</li> <li>・男女混合名簿の導入についての要請(女団協)</li> <li>・健康体操研修会(女団協会員研修)</li> </ul>	

## キーワード集

ここでは、市町村男女共同参画計画の策定に関わるあらゆる方々が、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、男女共同参画計画を策定する際にお役にたつと思われる語句を、男女共同参画キーワードとして紹介します。

### ○ アンペイドワーク(Unpaid work)

家事、育児、介護、看護等の無償労働のことをいいます。こうした無償労働については、女性がその大部分を担っているのが現状ですが、男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が有償労働と無償労働をバランスよく担えるようにしていくことが重要です。

### ○ 育児・介護休業法

育児・介護休業法(正式には「育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律」といいます。)は、労働者が申出を行うことによって育児休業(1歳に満たない子を養育するためにする休業)・介護休業(要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業)を取得する権利として認めている法律です。平成13年1月に、育児休業給付と介護休業給付は、休業開始時賃金月額の25%相当額支給から40%相当額支給に引き上げされました。

### ○ WID(開発と女性)(Women in Development)

開発・援助における女性の役割・地位の重要性を認識し、配慮していくという基本的な考え方をいいます。この考え方は1960年代から70年代にかけて認識されるようになりました。世界人口の約半数は女性であり、女性が開発の重要な担い手として開発へ積極的に参加する機会を得るようにすることは、援助の効果的・効率的実施にとって欠かすことのできない重要な視点であり、結果として女性の地位の向上につながっていくという面があります。また、最近では、女性のみに視点を当てるのではなく、女性と男性の不平等な関係や女性を不利な立場にしている社会構造そのものを変えるながら持続可能な開発を進めるという、いわゆるGAD(Gender and Development)の視点に立って国際協力を実施することが必要であるとされています。

### ○ えがりて

男女共同参画推進本部は、男女共同参画社会の実現に向けての国、地方公共団体等の取組を広く社会一般に広報し、意識啓発を図るために、各省庁、地方自治体、民間女性団体等に、昭和53年から男女共同参画推進本部ニュース「えがりて」を発行しています。「えがりて」とはフランス語で平等という意味です。「えがりて」は隔月発行(奇数月の原則15日発行)で、内容は、男女共同参画推進本部及び地方公共団体の活動状況、国際的な動向、民間女性団体等の活動状況等を中心にニュース性を持たせ、カラー写真等を用いて見やすいものとしています。

### ○ NGO(Non Governmental Organization)

NGOについて国際的に統一した定義はありませんが、一般的には非政府組織あるいは民間非営利団体のことをいいます。その活動範囲は幅広く、多くの場合、例えば、平和、環境保護、開発支援、人権問題、女性問題等国際的に課題となっている分野で活動するものを指して呼ばれます。国連には、NGOが経済社会理事会(ECOSOC)の協議過程に参加できるNGO協議資格制度があります。この制度に基づき婦人の地位委員会等にオブザーバーとして出席し、意見を述べる資格を有するNGOのことを、「国連NGO」と呼ぶ場合があります。

### ○ M字カープ

我が国の女性の年齢階級別の労働力率(労働力人口/15歳以上の人口)は、出産・育児期に低下し、40歳代で再び高くなるM字カープを描いています。就業を希望する人と労働力人口を加えて算出した潜在的労働力率を見ると、M字のくぼみがほとんどなくなり、欧米の形状に近づきます。このことから、結婚、出産、子育て期においても就業希望はあるものの、実際就業できない女性が多い

ことがわかります。

### ○ エンパワーメント(Empowerment)

一般的には、力をつけること、能力の向上といった意味です。自己決定といった個人的な力や、経済力、政治力など、一人が力をつけることにより別の人の力となり、グループ全体の力を高めていくような能力をいいます。女性問題の視点から加えると、女性一人ひとりが女性問題の存在に気づき、その問題の背景にある社会構造を理解し、問題解決のために行動することが含まれます。

### ○ 介護保険制度

老後の最大の不安要因である介護問題にこたえるため、高齢者が介護を要する状態になっても自立した生活を送ることができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度が創設され、平成12年度にスタートしました。被保険者は40歳以上の人で、これらの人人が要介護状態又は要介護状態となるおそれのある状態になった場合(40歳~64歳の人は老化に起因する疾病が原因の場合)、在宅・施設の両面にわたって必要な介護サービスが提供されます。

### ○ 家族経営協定

家族経営を中心の我が国の農業において、家族一人一人の役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするために、農業経営を担っている家族の皆が話し合って農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について文書で取り決めるものです(平成12年の締結数は17,136戸)。

家族経営協定を締結することにより、家族の間に新しい信頼関係が生まれ、経営におけるそれぞれの役割分担や位置付けが明確になります。

### ○ 合計特殊出生率

15歳から49歳まで(再生産年齢)の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が再生産年齢を経過する間に、その年の年齢別特殊出生率に基づいて子どもを生んだと仮定した場合の平均出生児数です。合計特殊出生率は、昭和40年代はほぼ2.1台で推移していましたが、50年に2.00を下回ってから低下を続け、平成11年は前年の1.38を更に下回り、史上最低の1.34になりました。平成12年にはわずかながら上昇していますが、1.35にとどまっています。

### ○ 構造的暴力

貧困や飢餓、抑圧、教育機会の喪失などは、社会制度や国際システムの所産と考え、人間が本来持っているはずの寿命、可能性、活動領域などが、社会構造や南北格差の中で損なわれ制限されている状態を「構造が暴力をふるう」と比喩的にとらえた概念。通常の暴力をふるう主体がはつきりした暴力を直接的暴力ともいいます。

### ○ ゴールドプラン21

平成12年度から16年度までの5か年の高齢者保健福祉施策の方向を示したものであり、平成11年12月に大蔵・厚生・自治の3大臣によって合意されました。この計画では、①活力ある高齢者像の構築、②高齢者の尊厳の確保と自立支援、③支え合う地域社会の形成、④利用者から信頼される介護サービスの確立を基本的な目標として掲げ、介護サービス基盤の質・量両面にわたる整備を進めるとともに、高齢者ができる限り寝たきりにならず、自立した生活を送ることができるよう支援しています。

### ○ 食料・農業・農村基本法(第26条 女性の参画の推進)

女性は農業就業人口の約6割を占め、農業生産や地域における活動に大きな役割を果たしていますが、農業経営や農村振興上の女性の重要性は必ずしも評価されているとはいえない状況です。平成11年7月に制定された食料・農業・農村基本法第26条において「女性の参画の推進」が明記され、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって農業経営及びこれに関連する活動に参画していくことができるよう環境の整備を進めるという基本方向が示されました。これによって農業・農村における女性の支援方法が明確に定まったといえます。具体

的な支援策としは、法人化、家庭経営協定の普及・推進、農業委員、農協役員への女性の登用等社会参画の促進、女性による農業関連起業活動などの経営参画の促進等が挙げられます。

#### ○ シェルター(Shelter)

暴力などから逃れてきた女性のための一時避難所のことです。女性に対し、居住場所や食事などを提供し、様々な相談に応じるなど、女性に対する支援を行っています。一般的にシェルターとは、民間団体が運営するものを指すことが多いようです。NPO法人や社会福祉法人などの法人格を持つものもありますが、多くは、民間のグループ等が運営する法人格を持たない団体です。

#### ○ ジェンダー(Gender)

社会的・文化的に形成された性別を「ジェンダー」と表現します。生物学的な性別であるセックス(Sex)とは区別して使われます。

#### ○ ジェンダー・エンパワーメント指標(GEM=Gender Empowerment Measure)

女性が積極的に経済界や政治生活に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測る指標で、UNDP(国連開発計画)の「人間開発報告書」に記載されています。

具体的には、女性の所得、専門職・技術職に占める女性の割合、行政職・管理職に占める女性の割合、国会議員に占める女性の割合を用いて算出しています。2001年の「人間開発報告書」によれば、日本は測定可能な64か国中31位となっています。平均寿命、教育水準、1人あたりの国民所得を用いて、基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを測る指標である「人間開発指標(HDI=Human Development Index)」が162か国中9位であるのに比べると、大きく落ち込んでいます。

#### ○ 仕事と子育ての両立支援策

女性と男性が共に社会に貢献し、社会を活性化するために仕事と子育ては不可欠の条件です。そのため、男女共同参画会議は、平成13年6月に、「仕事と子育ての両立支援策の方針に関する意見」を決定しました。これに基づいて行われた閣議決定を踏まえて、政府では、明確な目標と実現時期を定め、保育所の待機児童ゼロ作戦や、必要な地域すべてにおける放課後児童の受入体制の整備などを推進していくこととしています。

#### ○ 生涯学習会

人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会のことを生涯学習社会といいます。生涯学習社会の構築は、女性も男性も各人の個性と能力を發揮し、社会のあらゆる分野に参画するために、極めて重要な意味を持ちます。

#### ○ 女性教育

社会教育のうち主として成人女性を対象として、その資質や能力の向上を図るとともに、男女平等意識の涵養を図る教育活動を指し、男女共同参画社会の形成を目指すものです。特に、独立行政法人国立女性教育会館(旧 国立婦人教育会館)は、女性教育のナショナルセンターとして、男女共同参画社会の形成を目指して、国内外の女性関連施設・機関等と連携しつつ、女性教育指導者や女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査研究及び女性、家族に関する情報収集・提供を始め、男女ともを対象とする様々な事業に取り組んでいます。

#### ○ 女性2000年会議

女性2000年会議は、2000年6月に国連特別総会としてニューヨークで開催されました。会議には、約180か国から約2,300名の政府代表団体及び参加資格を有する約1,000団体から約2,000名のNGOが参加しました。この会議では、第4回世界女性会議で採択された北京行動綱領の実施状況の検討・評価が行われるとともに、更なる行動とイニシアティブの検討が行われ、その結果が「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(いわゆる成果文書)として取りまとめられました。

## ○ 女性に対する暴力撤廃国際日

1999年(平成11年)12月17日、第54回国連総会は、11月25日を「女性に対する暴力撤廃国際日」と定め、各國政府、国際機関及びNGOに対し、女性に対する暴力の問題に関する一般の認識を向上させるための活動をこの日に行なうよう呼びかけています。11月25日というのは、1961年、ドミニカの支配者、ラファエル・トルヒヨの命令により、ドミニカ共和国の政治活動家であったミラバル3姉妹が惨殺された日にちなんで設定されています。

## ○ 女性に対する暴力をなくす運動

昭和50年度から平成11年度まで実施されてきた「社会の風紀環境を浄化する運動」の内容を見直し、平成12年度から名称を「女性に対する暴力をなくす運動」に変更して実施しています。いくつかの関係省庁の主唱で実施されてきましたが、平成13年6月5日の男女共同参画推進本部において、この運動の実施についての決定がなされ、政府を挙げた取組に格上げされています。運動は、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力を幅広く対象とし、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発など、この問題に関する取組を一層強化することとしています。

## ○ 新エンゼルプラン

少子化の進行や女性の社会進出等に対応するため、平成11年12月19日に、大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の関係6大臣の合意により、「重点的に進出すべき少子化対策の具体的実施計画について」が策定されました。これを「新エンゼルプラン」といいます。保育サービス等子育て支援サービスの充実、仕事と子育ての両立のための雇用環境整備、働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正などを内容とし、数値目標も掲げています。

## ○ スキルアップ(Skill up)

技能や技量の向上をいいます。各種の資格取得やパソコン等操作、職業関連の技術・技能の向上を図ることなどに使われています。

## ○ ストーカー規制法

平成12年5月、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が成立し、同年11月24日に施行されました。この法律では、「ストーカー行為」の前段階の行為である「つきまとい行為等」について、警察本部による警告や公安委員会が発する禁止命令により規制を行うとともに、「ストーカー行為」や「禁止命令違反」について、罰則により処罰を行うこととなっています。また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申出に応じて、警察本部長等が自衛措置等の教示等の援助を行うことも規定されています。

## ○ 性別役割分担意識

男性・女性で異なる役割が与えられ、その役割の遂行を期待する意識のことをいいます。「男は仕事、女は家庭」という考え方について、同感するか否かについての内閣府の調査によれば、「同感しない」と答えた人の割合が、昭和62年(26.9%)と平成7年(48.0%)を比べると増加していますが、7年と12年(48.3%)ではあまり変化がみられません。性別役割分担の意識は、長期的に解消される方向にあるものの、依然として根強く残っている状況にあります。

## ○ セクシュアル・ハラスメント(Sexual harassment)

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれます。特に雇用の場においては、「職場(労働者が業務を遂行する場所)において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされています。

### ○ SOHO(Small office home office)

企業に属さない個人企業家や自営業者などが情報通信ネットワークや情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型の就労形態をいいます。就業形態の多様化のなかで、労働者がその価値観、ライフスタイル等に応じ、多様かつ柔軟な働き方を選択できることが必要です。特に、育児期等にある人が、職業生活を完全に中断することなく、家族的責任との両立を図りながら職業生活を継続することのできる就業形態として、SOHOの普及促進が期待されています。

### ○ 男女共同参画会議

平成 13 年 1 月 6 日に発足した、内閣府におかれている重要政策に関する会議の1つです。男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項の調査審議を行うほか、男女共同参画社会の形成促進に関する施策の実施状況の監視、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査等を行うことを所掌事務としています。内閣官房長官を議長とし、そのほか、各省大臣など 12 名、学識経験者 12 名が構成員となっています。

### ○ 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日に公付・施行された法律で、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣習についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調という 5 つの理念を定め、この基本理念にのっとり、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることという、それぞれの責務を明らかにしています。その上で、男女共同参画基本計画等の策定、地方公共団体及び民間団体に対する支援など、施策の基本となる事項について規定しています。

### ○ 男女共同参画週間

男女共同参画社会基本法の目的や基本理念に関する国民の理解を深め、国民各層・各界において、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が行われるよう気運の醸成を図るため、男女共同参画推進本部では、平成 13 年度から、「男女共同参画週間」を実施しています。男女共同参画社会基本法の公付・施行日(平成 11 年 6 月 23 日)を踏まえて 6 月 23 日から 29 日までの 1 週間とし、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下、各種行事及び広報啓発活動を全国的に行っています。

### ○ 男女共同参画白書

男女共同参画社会基本法第 12 条において、政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならないとされています。これに基づいて政府が作成した年次報告は、「男女共同参画白書」という名称で公表・市販されています。多くの方が男女共同参画に関する現状と関連施策の状況について理解し、男女共同参画社会について考える一助になることが期待されます。

### ○ 男女共同参画推進本部

平成 6 年 7 月 12 日閣議決定「男女共同参画推進本部の設置について」に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図ることを目的として、内閣に置かれています。本部は全閣僚を構成員とし、本部長には内閣総理大臣、副本部長には内閣官房長官が充てられています。

### ○ 男女共同参画宣言都市

男女共同参画宣言都市とは、地域を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組む決意を表明し、男女共同参画推進のための各種施策を重点的に展開している自治体(政令指定都市を除く市町村)のことを指します。

内閣府では、これらの都市が男女共同参画宣言都市となることを奨励することによって、男女共同

参画社会の実現に向けての気運を広く醸成することを目的とした「男女共同参画宣言都市奨励事業」や宣言都市の首長が一堂に会し、意見を交換等を行う「全国男女共同参画宣言都市サミット」を開催しています。

#### ○ 男女共同参画に関する条例

男女共同参画社会基本法の制定を受けて、地方公共団体でも男女共同参画社会の実現に向けて施策の基本となる条例を制定しています。このような条例の名称は、「男女共同参画推進条例」、「男女共同参画基本条例」、「男女平等参画推進条例」等、地方公共団体によって様々です。また、内容についても、苦情処理のための機関の設置、県の附属機関の委員構成を男女均衡にするよう努めることを盛り込むなど、地域ごとの特色や工夫が見られます。

#### ○ 男女雇用機会均等法

男女雇用機会均等法(正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といいます。)は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関する妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律です。平成11年4月に改正され、募集・採用から定年・退職・雇用に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別が禁止されました。また、企業名公表制度の創設や調停の一方の申請を認めるなど、法の実効性を確保するための措置が強化されました。

#### ○ ドメスティック・バイオレンス(Domestic violence)

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には、「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。家庭内の出来事で被害が潜在することが多く、公的機関の対応も十分ではなかったことから、この問題に対する取組が急がれています。身体的なものだけでなく、精神的なものまで含む概念として用いられる場合もあり、どのような意味で使われているかについて、注意が必要となります。男女共同参画基本計画においては、「夫・パートナーからの暴力」として記述されています。

#### ○ 農山漁村女性の日

女性の社会参画を推進し、21世紀の農林水産業・農山漁村の発展に向け、農山漁村女性の役割を正しく認識し、適正な評価への気運を高め、女性の能力發揮を促進することを目的とし、農林水産省では昭和62年度に、毎年3月10日を「農山漁村婦人の日」として設置しました。3月10日には、農山漁村女性の3つの力(知恵・技・経験)をトータル(10)に發揮して欲しいという願いが込められています。この日を中心に各都道府県では記念行事を開催していますが、農林漁業関係8団体の主催により毎年全国記念行事も開催されています。なお、平成12年に「農山漁村女性の日」と名称を変更しました。

#### ○ 農山漁村男女共同参画推進指針

農林水産省では、男女共同参画社会基本法や食料・農業・農村基本法(第26条)を踏まえ、農山漁村における男女共同参画社会の形成に向けた取組方針である農山漁村男女共同参画推進指針を平成11年11月に策定し、各局長・長官連名で各都道府県知事等あて通知しました。

この指針では、①女性の社会参画の推進、②女性の経営参画の推進、③女性の労働過重の軽減等の基本方針を掲げるとともに、④原則として農林水産省が助成措置を講じるすべての事業において、女性の参画目標の達成に向けた取組等農山漁村における男女共同参画社会の形成に向けた取組を事業採択又は事業実施に当たっての留意事項、若しくは採択基準とすることとしており、これらを踏まえた取組が行われています。

#### ○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成13年4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立しました(同年10月13日に施行)。この法律は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、都道府県が、自らが設置する婦人相談所その他の適切な施設において、被害者の相談を受けたり一時保

護を行うなど「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たすことや、裁判所が発するいわゆる接近禁止命令や退去命令について規定しています。法律は、内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省の共管となっています。

#### ○ バリアフリー(Barrier free)

障害のある人が社会生活をしていく上で障害(バリア)となるものを除去するという意味。元来は建築用語として、建築内の段差の解消など、物理的障害の除去という意味合いが強かったものですが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障害の除去という意味でも用いられています。

#### ○ PTSD(Post Traumatic Stress Disorder 心的外傷後ストレス障害)

事故や虐待、レイプ等の大変なトラウマ(精神的な傷)を経験し、さまざまな精神症状を呈する状況を言う。主たる症状としては、以下の3つである。①トラウマを思い出しフラッシュバックが生じる、夢に現れる、トラウマ類似のものをみただけでパニックになる。②麻痺、解離性健忘や現実感覚を失う離人症様の体験、トラウマ類似のものを回避する。③過覚醒があり、いつも緊張し、不眠、イライラ感が強くなる。

#### ○ ファミリー・フレンドリー企業

仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業のことをいいます。ファミリー・フレンドリー企業は、企業にとって、労働者のモラールの向上、人材の確保、欠勤の減少等のメリットがあり、労働者にとっても、家族とのコミュニケーションの増大、仕事の満足度の向上、ストレスの減少等のメリットがあります。

#### ○ ファミリー・サポート・センター事業

急な残業の際などの変動的、変則的な保育・介護ニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センター(地域において育児・介護の相互援助活動を行う会員組織)を設置し、会員による相互援助活動を支援する市町村に対し、厚生労働省が必要な経費の援助を行なっています。

#### ○ ポジティブ・アクション(Positive action)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。男女共同参画社会基本法第2条では「積極的改善措置」として規定されています。我が国では審議会等委員の登用や公務員の採用・登用等でこうした措置が進められています。アファーマティブ・アクション(Affirmative action)と呼ばれることもあります。

#### ○ 母性健康管理

男女雇用機会均等法では、母性健康管理について、「事業主は妊娠中または出産後の女性労働者が健康診査等を受けるための時間を確保し、その女性労働者が医師等の指導事項を守ることができるよう勤務時間の変更などの措置を実施しなければならない」とされています。また、労働基準法では、産前産後休業、妊娠婦等に係る危険有害業務の就業制限等女性労働者の妊娠、出産等に関する基準が定められています。

#### ○ メディア・リテラシー(Media literacy)

メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のことをいいます。一部のメディアにおいては、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられることも少なくない現状にあります。メディアの健全な発達のためには、批判的な読者・視聴者の目にさらされることが不可欠であることから、国民のメディア・リテラシーの向上を図ることが必要です。

○ ライフスタイル(Life style)

生活様式。衣食住に限らず、行動様式や価値観なども含んで用いられます。

○ ライフステージ(Life stage)

人間の一生で過ごす幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期の五段階。

○ リカレント教育

職業上必要な知識・技術を習得するための高度な教育のほか、人間性を豊にすることをねらいとして行われる教育を含めた、社会人の多様な学習ニーズに対応して提供される様々な教育を指します。リカレント教育と、大学等における社会人特別選抜の実施、夜間大学院の設置、公開講座の実施など様々な手段を通して行われています。

○ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(Reproductive health/ rights)

1994年にカairoで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の1つとして認識されています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを生むか生まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

○ ワークショップ(Work shop)

作業場、研修会の意味でありますが、まちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対処するために、さまざまな立場の参加者が、経験交流や共同作業を通じて、課題発見・解決策、計画案の検討、それらの評価などを行う活動をいいます

眞の男女平等に支えられた『文教のまち 西原』を築くために  
第二次西原町男女共同参画計画

## さわふじプラン

2003年(平成15年)3月

編集・発行

西原町役場

〒903-0102 沖縄県西原町嘉手苅122番地

TEL(098)945-4533

印 刷

沖縄コロニー印刷

〒901-2126 沖縄県浦添市宮城4-9-17

TEL(098)877-3344

